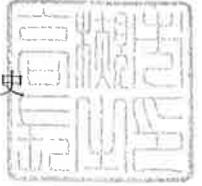


高総市第412号  
令和7年10月9日

高槻市行政不服等審査会  
会長 松本 和彦 様

高槻市長 濱田 剛史



高槻市行政不服等審査会への審議事項について（諮問）

高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号の規定により、下記の件についてご審議いただきますよう諮問いたします。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 諮問件名    | 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について                   |
| 2 業務名     | 個人住民税賦課事務   |
| 3 条例の関係規定 | 高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号                              |
| 4 諮問課     | 総務部 市民税課  |
| 5 諮問内容    | 別紙諮問書のとおり   |
| 6 関係資料    | 資料1 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）<br>資料2 特定個人情報保護評価書（全項目評価書） |

## 諮問書

高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号に規定する  
特定個人情報保護評価書に関する事項

|                     |  |
|---------------------|--|
| 諮問件名                | 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について  |
| 業務名                 | 個人住民税賦課事務  |
| 諮問課                 | 総務部 市民税課   |
| 特定個人情報ファイルの名称       | ① 個人住民税賦課情報ファイル  |
| 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人住民税賦課システム</li> <li>② 宛名システム</li> <li>③ 団体内統合宛名システム</li> <li>④ 中間サーバー</li> <li>⑤ 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>⑥ 審査システム（eLTAX）</li> <li>⑦ 国税連携システム（eLTAX）</li> <li>⑧ コンビニ交付システム</li> <li>⑨ 個人住民税申告ポータル</li> <li>⑩ マイナポータル申請管理</li> <li>⑪ 申請管理システム</li> </ul>   |
| 目的・理由               | <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく番号制度では、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずる内容等を、「特定個人情報保護評価書」に記載し、公表することとされています。</p> <p>また、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針による「しきい値判断」の結果に基づき、対象人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、「住民からの意見募集」及び「第三者点検」の実施が義務付けられています。</p> <p>個人住民税賦課事務については既に「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を作成しておりますが、今般、個人住民税賦課システムの標準化移行に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容が変更されます。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる「重要な変更」にあたることから、改めて評価を行うとともに、令和7年9月1日から1か月間、住民等への意見聴取を実施したところです。</p> <p>このたび、住民等への意見聴取後の手続として、上記の「第三者点検」を実施するため、高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、高槻市行政不服等審査会へ諮問するものです。</p> |
| 処理概要                | 別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり  |
| 保護措置                | 別紙「特定個人情報保護評価書」のとおり  |
| 備考                  |  |

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 3     | 高槻市 個人住民税賦課事務 全項目評価 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

高槻市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

|                                 |
|---------------------------------|
| I 基本情報                          |
| (別添1) 事務の内容                     |
| II 特定個人情報ファイルの概要                |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目            |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策                    |
| V 開示請求、問合せ                      |
| VI 評価実施手続                       |
| (別添3) 変更箇所                      |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務             |   |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称                           | 個人住民税賦課事務   |
| ②事務の内容 ※                         | <p>【概要】<br/>地方税法及び高槻市市税条例に基づき個人住民税を賦課するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【内容】<br/>①宛名情報から、該当年度の課税台帳の作成を行う。<br/>②個人、各種支払先団体等から申告書等の賦課資料情報を取得する。<br/>③紙媒体などのデータ化されていない情報の一部を入力又はパンチ業務委託等により電子データ化を行う。<br/>④電子化された賦課資料情報を個人住民税賦課システムへ取り込む。<br/>⑤イメージデータ(紙媒体はスキャンングによりイメージ化)を個人住民税賦課システムへ取り込む。<br/>⑥個人住民税賦課システムへ取り込んだ各種情報と宛名情報をひも付け、当該年度の課税台帳作成を行う。<br/>⑦住民情報等から他自治体の資料と判明した場合は当該自治体へ資料を回送する。<br/>⑧各種情報を整理し、賦課決定・更正を行う。<br/>⑨納税義務者個人、特別徴収義務者へ税額通知の発送を行う。<br/>⑩所得証明書(課税・非課税証明)の発行を行う。<br/>⑪番号法第19条第8号に規定する情報提供を行う。</p>   |
| ③対象人数                            | <p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1,000人未満<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</p>  |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム |   |
| システム1                            |   |
| ①システムの名称                         | 個人住民税賦課システム   |
| ②システムの機能                         | <p>【概要】<br/>個人住民税賦課システムでは、宛名システムの宛名情報から課税対象者情報を取り込み、当該情報や課税資料を基に課税計算を行い、個人住民税の賦課決定・更正を行う。その後、締次単位で確定した賦課情報をもとに帳票(各種納税通知書、納付書、納入書等)出力や、税込納システム等の他システムへの連携、税証明窓口での所得証明発行等を行う。</p> <p>【個人住民税賦課システムの機能】<br/>①資料・イメージ管理<br/>課税資料の画像イメージの取込み処理や課税資料の管理を行う。</p> <p>②課税対象者管理(世帯台帳)<br/>課税対象者の各種情報(扶養、メモ、申告状況等)の更新と各種帳票の発行を行う。</p> <p>③個人課税状況管理(課税台帳)<br/>課税対象者の課税情報(所得、控除、税額等)の入力、更新と帳票(納税通知書)の発行を行う。</p> <p>④事業所課税状況管理<br/>事業所の課税情報の照会と帳票(納入書、税額通知書)の発行を行う。</p> <p>⑤異動分賦課決定帳票作成<br/>(特別徴収)税額(変更)通知書、納入書の作成、(普通徴収)納税(変更)通知書、更正決定通知(変更通知書)の作成を行う。</p> <p>⑥その他課税情報・帳票作成管理<br/>賦課期日の住民及び特徴義務者の管理を行い、調定票情報、未申告者調査票を作成する。</p> <p>⑦所得証明発行管理<br/>所得証明書(課税・非課税)の出力を行うとともに、証明用情報(個人番号は含まない)をコンビニ交付システムへ連携を行う。</p> <p>⑧連携管理<br/>賦課決定した情報を締次単位で他システムと連携する。</p> |

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等<br><input type="checkbox"/> その他（コンビニ交付システム）   | <input type="checkbox"/> 市内連携システム<br><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 税務システム |
| システム2～5     |  |   |
| システム2       |  |   |
| ①システムの名称    | 宛名システム   |   |
| ②システムの機能    | <p>住民基本台帳登録者、転出・死亡等により住民基本台帳登録者でなくなった者、住登外者及び法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、発送用住所、部課名(屋号)等を、複数業務での共用を実現するものである。</p> <p>①宛名情報照会機能<br/>宛名情報を表示する機能。</p> <p>②個人(法人)コード付番機能<br/>本市独自の個人(法人)コードが未登録の個人(法人)について、新規に個人(法人)コードを付番する機能。</p> <p>③宛名情報管理機能<br/>宛名情報を保存し、管理する機能。</p>   |   |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等<br><input type="checkbox"/> その他（他業務システム）  | <input type="checkbox"/> 市内連携システム<br><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 税務システム |
| システム3       |  |   |
| ①システムの名称    | 団体内統合宛名システム  |   |
| ②システムの機能    | <p>①宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>②宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>③中間サーバー連携機能:中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>④既存システム連携機能:既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>⑤権限管理機能:統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> |   |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等<br><input type="checkbox"/> その他（中間サーバー、他業務システム）   | <input type="checkbox"/> 市内連携システム<br><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 税務システム |
| システム4       |  |   |
| ①システムの名称    | 中間サーバー   |   |
|             | <p>①符号管理機能<br/>情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とひも付け、その情報を保管・管理する。</p>   |   |





|             |   |
|-------------|---|
| ②システムの機能    | 個人住民税についてオンラインで申告ができる機能   |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他（マイナポータル申請管理） |

### システム10

|             |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | マイナポータル申請管理  |
| ②システムの機能    | 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能   |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他（申請管理システム、個人住民税申告ポータル） |

### システム11～15

#### システム11

|             |   |
|-------------|---|
| ①システムの名称    | 申請管理システム  |
| ②システムの機能    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務別データベースへの申請データの格納<br/>マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能</li> <li>・申請内容照会と審査状況管理<br/>申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能</li> <li>・個人住民税システムとの申請データ連携<br/>個人住民税システムに申請データを連携する機能</li> </ul>  |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他（マイナポータル申請管理） |

### 3. 特定個人情報ファイル名

個人住民税賦課情報ファイル

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

|            |  |
|------------|--|
| ①事務実施上の必要性 | 個人住民税情報を的確かつ効率的に把握するとともに、情報提供ネットワークシステムを介して他自治体や国等の機関と所得情報を連携することで、住民の利便性向上を図る必要があるため。 |
|            | <b>【公平・公正な課税、業務の効率化】</b><br>・確定申告書や住民税申告書、給与支払報告書等の資料情報や、市の有する住民情報等を、個人番号              |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ②実現が期待されるメリット                     | <p>をキーとして名寄せ・突合でき、本人特定や、扶養情報、複数資料の名寄せにより納税者の所得情報等をよりの確かかつ効率的に把握することが見込まれ、公平・公正な課税が可能となる。</p> <p>【納税者の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体との課税情報連携により、社会保障分野等の手続で求めている所得証明書の添付を省略することが可能となり、住民にとって利便性の向上が見込まれる。</li> <li>・マイポータルの導入により、住民側から行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からの様々なサービスを受け取ったりできるようになる。</li> </ul>                             |
| <b>5. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | 番号法第9条第1項 別表第24の項  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                           | <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p> |
| <b>7. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 総務部 市民税課   |
| ②所属長の役職名                          | 課長   |
| <b>8. 他の評価実施機関</b>                |  |
|                                   |  |



## II 特定個人情報ファイルの概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 個人住民税賦課情報ファイル   |  |
| 2. 基本情報         |  |
| ①ファイルの種類 ※      | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数      | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※   | 賦課期日(1月1日)時点における、市内に住所を有する納税義務者(原則的に、住民基本台帳に記録されている者。当該台帳には無いが、居住実態がある者及び均等割のみの納税義務を負う事業所、家屋敷を有する者を含む)   |
| その必要性           | ・番号制度により、給与支払報告書や申告書等の課税資料に個人番号が記載されることとなり、個人番号付きの課税資料を収集して課税資料データを作成するため、特定個人情報ファイルを保有する。<br>・宛名情報にひも付けられた個人番号にて、課税資料と課税対象者との名寄せ判定を確実にするため。   |
| ④記録される項目        | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※        | ・識別情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)<br>・連絡先等情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| その妥当性           | 【個人番号、その他識別情報】対象者の特定、名寄せを行うため。<br>【4情報及び連絡先】①本人へ送付又は連絡等のため、②申請等の内容の確認<br>【その他住民票関係情報】①家族関係、死亡又は相続の確認②扶養関係等の確認③DV被害者等支援措置<br>【国税関係情報】国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課を行うために記録。<br>【地方税関係情報】個人住民税を賦課決定するため。各帳票類の出力のため。<br>【医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報】社会保険料控除額確認のため。<br>【障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報】生活保護受給者を課税対象者から除外するため。障害者控除の適用判定。<br>【年金関係情報】年金所得情報を把握するため。  |
| 全ての記録項目         | 別添2を参照。  |
| ⑤保有開始日          | 平成28年1月1日  |
| ⑥事務担当部署         | 総務部 市民税課   |
| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |
|                 | [ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人  |

|           |   |
|-----------|---|
| ①入手元 ※    | <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、国民健康保険課、生活福祉支援課、生活福祉総務課、障がい福祉課、給与支払者 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、給与支払者、年金支払者 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村、給与支払者、地方公共団体情報システム機構 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者 )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| ②入手方法     | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX(審査システム、国税連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム )  |
| ③入手の時期・頻度 | <p>【住民情報・住登外情報などの住民情報】<br/>賦課期日時点の情報を1月に入手し、以後の新規分は即時入手や申告届出等により、随時入手。また、国民健康保険料等の社会保険料支払額ファイルについても、1月に入手</p> <p>【給与支払報告書、公的年金等支払報告書】<br/>・基本的に提出期限の1月31日までに入手しており、以降分は随時入手。<br/>・他の市区町村から送付がある都度、受領。</p> <p>【確定申告書、個人住民税申告書】<br/>・基本的に提出期限の3月15日までに入手しており、以降分は随時入手している。なお、国税当局に提出された確定申告書、法定調書情報について、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領。<br/>・法定調書情報については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて2月及び5月に受領。<br/>・他の市区町村から送付がある都度、受領。</p> <p>【公的年金等支払者からの通知】公的年金等支払者から、地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータについて、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領。その提出時期については、公的年金等支払報告書は1月31日まで、特別徴収対象者情報の通知については5月25日まで、特別徴収税額通知の処理結果通知については9月30日までなどとされている。</p> <p>【生活保護情報】<br/>1か月に1度入手。</p> <p>【情報提供ネットワークシステム】<br/>住登外者の賦課決定に対して、住登地住所等の把握や、他市町村に居住する扶養者情報の調査が必要となった都度、随時他市町村に照会を行う。</p> <p>【寄附金税額控除にかかる申告特例通知書】<br/>1月から4月頃にかけて複数回入手</p> <p>【住民登録外課税通知】<br/>1か月に1度入手</p> |
| ④入手に係る妥当性 | <p>地方税法等の法令に基づき、個人住民税の賦課のために納税者情報、申告情報等を管理する必要がある。</p> <p>それらに伴い、住民基本台帳情報を基本とした宛名情報と常時連携しておくことが必要であるほか、申告・届出・通知がある度に最新の情報を反映させる必要がある。</p>   |
| ⑤本人への明示   | <p>本人への明示は行っていないが、以下の法令に基づき、入手・使用に関する規定が定められている。</p> <p>【納税義務者】<br/>地方税法第24条、第294条により納税義務者等へ賦課決定を行っている。</p> <p>【各種賦課資料情報の取得】<br/>地方税法第317条の2、同法第317条の6により申告書および給与支払報告書等の提出を求めている。</p> <p>【提供の要求】<br/>番号法第14条により個人番号の提供を求めることができる。</p>   |
| ⑥使用目的 ※   | <p>地方税法等の法令及び条例に基づき、個人住民税の賦課及び調査事務を行うため。</p>  |

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
|                             | 変更の妥当性  |   |
| ⑦使用の主体                      | 使用部署※   | 市民税課 (税証明発行に係る)使用部署:税制課、市民課(所得証明書の発行窓口である支所)  |
|                             | 使用者数  | [ 50人以上100人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| ⑧使用方法 ※                     |   | <p>①税対象者情報の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を既存住基システムが基となる宛名情報から、住登外者情報については各種賦課資料に記載された情報から取得し、住基ネットを利用し個人番号の真正性を確認する。</li> </ul> <p>②課税資料受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種賦課資料に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号とひも付ける。</li> </ul> <p>③賦課決定・更正事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断に利用する。</li> <li>・納税通知書をはじめとした帳票類に個人番号を記載する。</li> </ul> <p>④調査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか調査を行う。</li> <li>・他の自治体に居住する控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。</li> <li>・番号法に基づき情報提供ネットワークシステムで賦課情報等を提供できるよう、中間サーバーに格納する。</li> </ul> |
|                             | 情報の突合 ※   | (1)上記の①～④において、内部識別番号の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。<br>(2)上記④の他の自治体に対し問合せを行うにあたり個人番号を利用する。  |
|                             | 情報の統計分析※  | 課税状況の分析等のため、「課税状況等の調」などの各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別できるような情報を用いた統計や分析は行っていない。   |
|                             | 権利利益に影響を与え得る決定 ※  | 所得、控除額に基づき、個人住民税の賦課決定を行う。   |
| ⑨使用開始日                      | 平成28年1月1日   |   |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> |   |   |
| 委託の有無 ※                     | [ 委託する ] <選択肢><br>( 6 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない  |   |
| 委託事項1                       | 個人住民税賦課システムの運用業務委託  |   |
| ①委託内容                       | 個人住民税賦課システムの運用・保守・管理業務、申告書・各種通知書の封入封緘・発送業務  |   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲      |   | <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |
|                             | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
|                             | 対象となる本人の範囲 ※  | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  |
| その妥当性                       | システムの安定稼働を維持しつつ申告書や各種通知を適切かつ効率的に発送する必要があるため、専門的知識を有する業者に委託している。   |   |
| ③委託先における取扱者数                | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |   |

|                        |              |  |
|------------------------|--------------|--|
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |              | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[○]その他 (庁内の個人住民税賦課システムを直接操作または委託先拠点から本市クラウド環境へアクセス)     |
| ⑤委託先名の確認方法             |              | 高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。                               |
| ⑥委託先名                  |              | 日本電子計算株式会社   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※    | [ ]再委託する [ ]再委託しない<br>＜選択肢＞<br>1)再委託する 2)再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法    | 事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や事業内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。   |
|                        | ⑨再委託事項       | 申告書・各種通知書の封入封緘・発送  |
| 委託事項2～5                |              |  |
| 委託事項2                  |              | 課税資料のパンチ委託   |
| ①委託内容                  |              | 各種課税資料の電子データファイル化作業  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |              | [ ]特定個人情報ファイルの一部 [ ]特定個人情報ファイルの全体<br>＜選択肢＞<br>1)特定個人情報ファイルの全体<br>2)特定個人情報ファイルの一部                                       |
|                        | 対象となる本人の数    | [ ]10万人以上100万人未満 [ ]1万人未満<br>＜選択肢＞<br>1)1万人未満<br>2)1万人以上10万人未満<br>3)10万人以上100万人未満<br>4)100万人以上1,000万人未満<br>5)1,000万人以上 |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※ | 各種課税資料に記載されている者  |
|                        | その妥当性        | 個人住民税賦課システムにおいて利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する必要があるが、件数が膨大でかつ賦課決定までの期間に制約があり、職員のみでは対応困難であるため。                              |
| ③委託先における取扱者数           |              | [ ]10人以上50人未満 [ ]10人未満 2)10人以上50人未満<br>3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満<br>5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上                     |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |              | [ ]専用線 [ ]電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ]フラッシュメモリ [○]紙<br>[ ]その他 ( )  |
| ⑤委託先名の確認方法             |              | 高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。                               |
| ⑥委託先名                  |              | 毎年度見積徴取により委託契約するため未定   |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※    | [ ]再委託しない [ ]再委託する<br>＜選択肢＞<br>1)再委託する 2)再委託しない  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法    |  |
|                        | ⑨再委託事項       |  |
| 委託事項3                  |              | 地方税ポータルシステムの運用管理業務   |
| ①委託内容                  |              | 地方税ポータルシステム(審査システム、国税連携システム)に係る管理・保守   |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |              | [ ]特定個人情報ファイルの一部 [ ]特定個人情報ファイルの全体<br>＜選択肢＞<br>1)特定個人情報ファイルの全体<br>2)特定個人情報ファイルの一部                                       |

|                        |   |   |  |
|------------------------|---|---|--|
|                        | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※  | 地方税ポータルシステムを利用し、課税資料の届出があった者(給与支払報告書、年金支払報告書、特別徴収異動届関係等)  |  |
|                        | その妥当性   | システムの安定稼働のため、専門的知識を有する業者に委託している。  |  |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )      |   |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。  |   |  |
| ⑥委託先名                  | 株式会社TKC   |   |  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※   | [ 再委託しない ]  | <選択肢><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   |   |  |
|                        | ⑨再委託事項  |   |  |
| <b>委託事項4</b>           |   | 課税資料のスキャンニング委託  |  |
| ①委託内容                  | 各種課税資料のイメージデータ化業務   |   |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]   | <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |  |
|                        | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※  | 各種課税資料に記載されている者   |  |
|                        | その妥当性   | 個人住民税賦課システムにおいて各種課税資料を参照するには資料のイメージ化が必要であるが、当初賦課決定時期においては、件数が膨大でかつ賦課決定までの期間に制約があり、職員のみでは対応困難であるため。          |  |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人未満 ]   | <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。  |   |  |
| ⑥委託先名                  | 毎年度入札により委託契約するため未定。   |   |  |
| 再                      | ⑦再委託の有無 ※   | [ 再委託しない ]  | <選択肢><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| 委託                           | ⑧再委託の許諾方法  |   |
|                              | ⑨再委託事項   |   |
| 委託事項5                        |  | 電子計算機システムのオペレーション業務委託   |
| ①委託内容                        |  | 各種処理の実行や帳票等の印刷  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲       |  | [ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |
|                              | 対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                  |
|                              | 対象となる本人の範囲 ※   | 特定個人情報ファイルの範囲と同様  |
|                              | その妥当性  | システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託している。  |
| ③委託先における取扱者数                 |  | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上             |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法        |  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 高槻市役所庁舎内の電算機室にてシステムの直接操作 ) |
| ⑤委託先名の確認方法                   |  | 高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。  |
| ⑥委託先名                        |  | 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター  |
| 再委託                          | ⑦再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                              | ⑧再委託の許諾方法  |   |
|                              | ⑨再委託事項   |   |
| 委託事項6～10                     |  |   |
| 委託事項11～15                    |  |   |
| 委託事項16～20                    |  |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |   |
| 提供・移転の有無                     | [ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 77 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 12 ) 件<br>[ ] 行っていない      |   |
| 提供先1                         | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者(別紙1を参照)   |   |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表  |   |
| ②提供先における用途                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務(別紙1を参照)   |   |
| ③提供する情報                      | 個人住民税関連情報  |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |   |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 本市における個人住民税課税対象者とその被扶養者  |   |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| ⑥提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( )       | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙            |
| ⑦時期・頻度             | 特定個人情報の提供依頼があった都度  |  |
| <b>提供先2～5</b>      |  |  |
| 提供先2               | 年金保険者(特別徴収義務者)   |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第1号   |  |
| ②提供先における用途         | 年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。  |  |
| ③提供する情報            | 年金特別徴収税額   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 年金特別徴収対象者  |  |
| ⑥提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | ・年金特徴停止通知 月1回<br>・特別徴収税額通知 月1回(7月～12月)   |  |
| 提供先3               | 国税庁長官  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第10号  |  |
| ②提供先における用途         | 所得税の更正決定、修正申告の勧奨等  |  |
| ③提供する情報            | 地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等   |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者   |  |
| ⑥提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input checked="" type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度             | 該当者が判明した場合に送付する。1年間に約3回  |  |
| 提供先4               | 他の市区町村長  |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第10号  |  |
| ②提供先における用途         | 個人住民税の賦課徴収   |  |
| ③提供する情報            | 高槻市で賦課しない者に係る所得税申告書等データ  |  |
|                    | <選択肢>  |  |

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]  | 1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上          |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市で賦課しない、所得税申告者等   |  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 電子メール<br>[ ] フラッシュメモリ<br>[ ○ ] その他 ( LGWAN ) | [ ] 専用線<br>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ○ ] 紙   |
| ⑦時期・頻度             | 他市区町村が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。月次処理(1~4月においては、週次処理。)                    |  |
| 提供先5               | 他の市区町村長  |  |
| ①法令上の根拠            | 地方税法第294条第3項   |  |
| ②提供先における用途         | 個人住民税の賦課徴収   |  |
| ③提供する情報            | 住登外課税通知に記載すべき住所・氏名等  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 住登外課税の対象者  |  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 電子メール<br>[ ] フラッシュメモリ<br>[ ○ ] その他 ( LGWAN ) | [ ] 専用線<br>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] 紙   |
| ⑦時期・頻度             | ・住登外課税通知(4月以降随時)   |  |
| 提供先6~10            |  |  |
| 提供先6               | 給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)                              |  |
| ①法令上の根拠            | 番号法第19条第1号   |  |
| ②提供先における用途         | 給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。                            |  |
| ③提供する情報            | 地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等                                |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]  | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者                                    |  |
| ⑥提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 電子メール<br>[ ] フラッシュメモリ<br>[ ○ ] その他 ( LGWAN ) | [ ] 専用線<br>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ○ ] 紙   |
| ⑦時期・頻度             | 特別徴収税額通知 当初5月(異動分は5月以降随時)  |  |
| 提供先11~15           |  |  |
| 提供先16~20           |  |  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先1</b>        | 市民生活環境部 市民課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第46項)   |
| ②移転先における用途         | 国民年金保険料免除等に関する事務  |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 免除申請を行う者、その世帯主及び配偶者   |
| ⑥移転方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 修正申告の有無等については、個人住民税賦課システム(サーバー)を閲覧 ) |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)   |
| <b>移転先2～5</b>      |   |
| <b>移転先2</b>        | 子ども未来部 保育幼稚園事業課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第9、127項)  |
| ②移転先における用途         | ・就学前児童の保育所への申込受付から選考、内定、待機児童の管理や口座振替等による保育料・給食費等の徴収や滞納管理、民間の保育所施設については運営費に係る支弁報告<br>・就学前児童の認定こども園等への申込受付等保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務   |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育施設への入園申請者世帯及び在園者世帯<br>私立幼稚園に在籍する園児の世帯(新制度に移行する私立幼稚園は除く)   |
| ⑥移転方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )                                    |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)   |
| <b>移転先3</b>        | 子ども未来部 子ども保健課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第8項)  |
| ②移転先における用途         | ・小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務   |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員  |



|                    |  |
|--------------------|--|
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第14、105項)  |
| ②移転先における用途         | ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務<br>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務   |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><small>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</small>  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員   |
| ⑥移転方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| <b>移転先7</b>        | 健康福祉部 健康づくり推進課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表第111項   |
| ②移転先における用途         | 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務  |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><small>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</small>  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員、親族  |
| ⑥移転方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| <b>移転先8</b>        | 健康福祉部 生活福祉総務・支援課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第23、95項)   |
| ②移転先における用途         | ・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務<br>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務  |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人未満 ]<br><small>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</small>  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者  |
|                    | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| 移転先9               | 健康福祉部 障がい福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第66、67、116項)   |
| ②移転先における用途         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> </ul> |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 1万人未満<br><small>&lt;選択肢&gt;</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員   |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| 移転先10              | 健康福祉部 国民健康保険課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第44、85項)   |
| ②移転先における用途         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務</li> </ul>  |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満<br><small>&lt;選択肢&gt;</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者、同一世帯の世帯主及び同一世帯の被保険者  |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| 移転先11～15           |  |
| 移転先11              | 健康福祉部 長寿介護課、福祉相談支援課、国民健康保険課  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第100項)  |
| ②移転先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務   |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員  |
| ⑥移転方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )            |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)   |
| 移転先12              | 市民生活環境部 市民課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第128項)  |
| ②移転先における用途         | 年金生活者支援給付金の支給における資料提供等に関する事務  |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 年金受給者及び世帯員  |
| ⑥移転方法              | [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線<br>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)   |
| 移転先13              | 健康福祉部 障がい福祉課  |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第21項)   |
| ②移転先における用途         | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員   |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| 移転先14              | 健康福祉部 障がい福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第51項)  |
| ②移転先における用途         | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員   |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)  |
| 移転先15              | 健康福祉部 障がい福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 番号法別表(第117項)   |
| ②移転先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に使用   |
| ③移転する情報            | 個人住民税課税情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ②の対象者及び世帯員、申請に係る障害児の保護者、同一保険世帯員  |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |



|              |   |
|--------------|---|
| <p>③消去方法</p> | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データについてはシステムにおいて消去する。</li> <li>・申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際には、保存された情報が読み出しできないよう、ワイピング等による消去や、物理的破壊を行い、復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、廃棄証明書を提出させる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。<br/>さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ol> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。</li> <li>・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ul> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> |
| <p>7. 備考</p> |   |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【1★DD\_Table\_ZABTKAZEI課税マスタ】

1宛名番号、2年度分、3算定団体コード、4履歴連番、5処理日、6異動日、7異動事由、8異動事由補足、9申告区分、10徴収区分、11指定番号、12整理番号、13受給者番号、14納税者番号、15税務署連絡区分、16警告エラー無視サイン、17強制課税区分、18手入力区分、19前住地課税区分、20賦課期日所在地コード、21所得営業等、22所得営業(営業等内訳)、23所得他事(営業等内訳)、24所得漁業(営業等内訳)、25所得農業、26所得肉用牛(免税・除外計)、27所得肉用牛(除外売却価格)、28所得不動産、29所得利子、30所得配当(配当控除適用分)、31所得配当(配当控除適用無分)、32所得配当(少額)、33所得給与、34所得公的年金、35所得雑、36所得譲渡一時、37所得一時(2分の1前)、38所得総合短期、39所得総合譲渡長期(2分の1前)、40所得分離山林、41所得退職、42所得分離事業・雑、43所得分離短期、44所得分離短期軽減、45所得分離長期(一般)、46所得分離長期(優良)、47所得分離長期(居住)、48所得分離有価証券、49所得分離有価証券(特例)、50所得分離商品先物取引、51所得特控後分離山林、52所得特控後分離短期、53所得特控後分離短期軽減、54所得特控後分離長期(一般)、55所得特控後分離長期(優良)、56所得特控後分離長期(居住)、57所得特控後分離有価証券、58所得特控後分離有価証券(特例)、59合計所得金額、60総所得金額、61総所得金額等、62純損失の金額、63雑損失の金額、64所得分離商品先物取引繰越控除、65専従者控除配偶者、66専従者控除その他、67平均課税(所得前々年の変動所得)、68平均課税(所得前年の変動所得)、69平均課税(所得変動所得)、70平均課税(所得臨時所得)、71特別控除一時、72特別控除総合譲渡、73特別控除短期、74特別控除短期軽減、75特別控除長期(一般)、76特別控除長期(優良)、77特別控除長期(居住)、78特別控除山林、79特別控除有価証券、80特別控除有価証券(特例)、81給与収入(一般)、82給与収入(専従)、83給与(特定控除)、84公的年金収入、85本人特別障害、86本人その他障害、87本人老年人、88本人寡婦、89本人寡夫、90本人勤労学生、91本人未成年、92本人夫あり、93控除対象配偶者あり、94控除対象配偶者あり(老人)、95配偶者所得、96扶養一般、97扶養特定、98扶養老人同居、99扶養老人合計、100扶養障害(特別同居)、101扶養障害(特別合計)、102扶養障害(その他)、103青色申告区分、104専従者配偶者、105専従者その他、106非課税所得区分1、107非課税所得金額1、108控除雑損、109控除医療費、110控除社会保険料、111控除小規模企業共済等掛金、112控除生命保険料、113控除損害保険料、114控除寄付金、115控除配偶者特別、116控除配偶者、117控除本人、118控除扶養、119控除扶養障害、120控除基礎、121旧・生命保険支払額、122旧・生命保険個人年金支払額、123損害保険短期支払額、124損害保険長期支払額、125所得控除合計、126退職退職収入(現年課税分)、127退職所得税用退職(前年源泉分)、128退職勤続年数、129退職障害区分、130所得税控除損害保険料、131所得税控除生命保険料、132所得税控除配偶者特別、133所得税控除寄付金、134所得税合計所得、135所得税所得控除計、136所得税その他税額控除、137所得税所得税額、138計算値合計所得金額、139計算値控除額合計、140計算値配当控除、141計算値特別減税額、142計算値所得税額、143保育用所得税額、144課税標準額総合、145課税標準額総合(実計)、146課税標準額肉用牛、147課税標準額山林、148課税標準額退職、149課税標準額事業・雑、150課税標準額短期、151課税標準額短期軽減、152課税標準額長期(一般)、153課税標準額長期(優良)、154課税標準額長期(居住)、155課税標準額有価証券、156課税標準額有価証券(特例)、157課税標準額商品先物取引、158課税標準額合計、159市民税総合、160市民税肉用牛、161市民税山林、162市民税退職、163市民税事業・雑、164市民税短期、165市民税短期(軽減)、166市民税長期(一般)、167市民税長期(優良)、168市民税長期(居住)、169市民税有価証券、170市民税有価証券(特例)、171市民税商品先物取引、172市民税合計、173市民税配当控除、174市民税外国税額控除、175市民税調整額、176市民税率控除額、177市民税端数、178市民税所得割、179市民税減免額(所得割)、180市民税均等割、181市民税減免額(均等割)、182県民税総合、183県民税肉用牛、184県民税山林、185県民税退職、186県民税事業・雑、187県民税短期、188県民税短期軽減、189県民税長期(一般)、190県民税長期(優良)、191県民税長期(居住)、192県民税有価証券、193県民税有価証券(特例)、194県民税商品先物取引、195県民税合計、196県民税配当控除、197県民税外国税額控除、198県民税調整額、199県民税率控除額、200県民税端数、201県民税所得割、202県民税減免額(所得割)、203県民税均等割、204県民税減免額(均等割)、205差引年税額、206収入営業等、207収入営業(営業等内数)、208収入漁業(営業等内数)、209収入他事(営業等内数)、210収入農業、211収入肉用牛、212収入不動産、213収入利子、214収入配当(配当控除適用分)、215収入配当(配当控除適用無分)、216収入配当(少額配当分)、217収入雑、218収入一時、219収入総合譲渡短期、220収入総合譲渡長期、221収入分離事業・雑、222収入分離短期、223収入分離短期軽減、224収入分離長期(一般)、225収入分離長期(優良)、226収入分離長期(居住)、227収入分離山林、228収入分離有価証券、229収入分離有価証券(特例)、230収入商品先物、231損益非常所得、232損益分離短期、233損益分離短期軽減、234損益総合譲渡短期、235損益分離長期一般、236損益分離長期優良、237損益分離長期居住、238損益譲渡一時、239損益分離山林、240損益退職、241国保推定所得、242国保繰越損失、243国保繰越損失軽減、244特例適用条文長期、245特例適用条文短期、246特例適用条文予備、247金額予備1、248金額予備2、249金額予備3、250決裁区分、251併徴元区分、252転送区分、253損益予備1、254損益予備2、255作成日、256更新日、257更新時間、258更新職員宛名番号、259更新端末番号、260市民税老年人非課税経過措置、261県民税老年人非課税経過措置、262市民税配当譲渡割控除不足額、263県民税配当譲渡割控除不足額、264市民税調整控除額、265県民税調整控除額、266所得分離長期(居住特例)、267分離長期(居住特例)の損失、268異動事由2、269異動事由3、270非課税区分、271配当(私募)、272収入配当(一般外貨)、273所得配当(私募)、274所得配当(一般外貨)、275強制発送区分、276外国税額控除、277住宅ローン控除、278資料番号、279住宅取得等特別控除、280税源移譲減額、281市民税住宅取得等特別控除、282県民税住宅取得等特別控除、283市民税税源移譲減額、284県民税税源移譲減額、285翌年申告作成区分、286(入力値)住宅取得等特別控除、287住宅取得等特別控除可能額、288外国税額、289外国所得、290外国所得税額、291県・税源移譲減額、292寄附金(都道府県・市区町村分)、293寄附金(共募・赤十字分)、294寄附金(市区町村条例指定分)、295寄附金(都道府県条例指定分)、296市民税寄附金控除、297県民税寄附金控除、298条約適用利子等所得額、299条約適用配当等所得額、300条約適用利子税率(%)、301条約適用配当税率(%)、302課税標準額条約適用利子、303課税標準額条約適用配当、304市民税条約適用利子、305市民税条約適用配当、306県民税条約適用利子、307県民税条約適用配当、308配当割額、309株譲渡割額、310収入上場株式配当、311所得上場株式配当、312損失上場株式配当、313課税標準額上場株式配当、314市民税上場株式配当、315県民税上場株式配当、316居住年月日1(西暦)、317居住年月日2(西暦)、318所得税課税標準額(入力値)、319所得税控前税額(入力値)、320所得税配当控除(入力値)、321所得税試験等控除(入力値)、322所得税課税標準額(計算値)、323所得税控前税額(計算値)、324支払医療費、325扶養年少、326新・生命保険支払額、327生命保険介護医療支払額、328新・生命保険個人年金支払額、329所得税災害減免、330所得税復興特別(入力値)、331所得税復興特別(計算値)、332特定取得該当1、333特定取得該当2、334寄附金申告特例(都道府県・市区町村分)、335市民税寄附金申告特例控除、336県民税寄附金申告特例控除、337特定中小株繰損、338控除医療費区分、339条約適用利子等所得額区分、340条約適用配当等所得額区分、341所得金額調整控除、342所得金額調整控除区分、343扶養所得金額調整控除対象親族、344本人ひとり親、345所得雑業務、346収入雑業務、347森林環境税額、348森林環境税免除額、349定額減税算出額、350定額減税控除外額、351市民税定額減税額、352県民税定額減税額、353市民税所得割(定額減税前)、354県民税所得割(定額減税前)、355扶養非居住者数、356異動事由(内部)、357申告提出日、358減免区分、359減免許可事由、360租税条約区分、361租税条約対象金額、362市民税外国税額控除(直接入力)、363県民税外国税額控除(直接入力)、364源泉徴収時所得税減税控除済額、365減税控除外額、366配偶者非居住区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【2★DD\_Table\_ZABTGANTAN\_賦課期日マスタ】

1宛名番号、2年度、3算定団体コード、4履歴連番、5氏名カナ、6氏名漢字、7生年月日、8性別、9町名、10番地、11方書、12地区コード、13行政区コード、14班コード、15世帯番号、16世帯主かな、17世帯主氏名漢字、18記載順位、19続柄名、20続柄区分、21続柄コード1、22続柄コード2、23続柄コード3、24続柄コード4、25現存区分、26人格区分、27住民となる判定日、28住民となる事由、29住民でなくなる日、30住民でなくなる事由、31転出確定区分、32配偶者宛名番号、33生活保護区分、34障害者区分1、35障害者区分2、36障害者区分3、37国保資格、38介護保険資格、39国民年金資格、40国民年金記号、41国民年金番号、42各種情報1、43各種情報2、44各種情報3、45各種情報4、46申告書作成区分、47前年申告区分、48前年徴収区分、49本人 老年者、50本人 未成年、51作成日、52更新日、53更新時間、54更新職員宛名番号、55更新端末番号、56郵便番号、57郵便番号BC、58住登外課税区分、59市町村コード、60未申告書非作成区分、61大字コード、62本番、63枝番1、64枝番2、65枝番3、66方書コード、67街区番号、68棟、69号、70氏名かな(アルファベット)、71氏名漢字(アルファベット)、72氏名かな(外国人通称名)、73氏名漢字(外国人通称名)、74氏名かな(併記名)、75氏名漢字(併記名)、76通称かな、77通称漢字、78転入履歴、79転出異動日、80転出確定日、81転入元住所、82転出先住所、83消除届出日、84異動事由、85異動日

【3★DD\_Table\_ZABTFUYO\_扶養関係マスタ】

1宛名番号、2年度分、3扶養者宛名番号、4扶養関係コード、5履歴連番、6作成日、7更新日、8更新時間、9更新職員宛名番号、10更新端末番号

【4★DD\_Table\_ZABTFUCHO\_普徴調定マスタ】

1宛名番号、2調定年度、3年度分、4算定団体コード、5期割団体コード、6団体内外区分、7科目コード、8科目詳細コード、9通知書番号、10論理期別、11履歴連番、12年月、13現年過年区分、14調定額、15不納欠損額、16異動日、17作成日、18更新日、19更新時間、20更新職員宛名番号、21更新端末番号、22通知年月日、23更正事由

【5★DD\_Table\_ZABTTOKUCHO\_特徴調定マスタ】

1指定番号、2調定年度、3年度分、4算定団体コード、5期割団体コード、6科目コード、7科目詳細コード、8通知書番号、9論理期別、10履歴連番、11年月、12現年過年区分、13人員、14調定額、15不納欠損額、16異動日、17作成日、18更新日、19更新時間、20更新職員宛名番号、21更新端末番号、22通知年月日、23更正事由

【6★DD\_Table\_ZABTNT\_TOKUCHO\_年金特徴調定マスタ】

1宛名番号、2調定年度、3年度分、4算定団体コード、5期割団体コード、6団体内外区分、7科目コード、8科目詳細コード、9通知書番号、10論理期別、11履歴連番、12年月、13現年過年区分、14調定額、15不納欠損額、16異動日、17作成日、18更新日、19更新時間、20更新職員宛名番号、21更新端末番号、22通知年月日、23更正事由

【7★DD\_Table\_ZABTBUNRICHU\_分離調定マスタ】

1指定番号、2調定年度、3年度分、4団体コード、5期割団体コード、6科目コード、7科目詳細コード、8通知書番号、9論理期別、10履歴連番、11年月、12現年過年区分、13人員、14調定額、15不納欠損額、16異動日、17作成日、18更新日、19更新時間、20更新職員宛名番号、21更新端末番号、22通知年月日、23更正事由

【8★DD\_Table\_ZABTCHOTEIHYO\_IDO\_WK異動今回マスタ(異動分)】

1キー団体コード、2キー調定年度、3キー開始日、4キー終了日、5キー処理実行日、6キー履歴連番、7宛名番号、8調定年度、9年度分、10課税マスタ履歴連番、11異動日、12特普区分 所得割、13特普区分 均等割、14課税区分 市、15課税区分 県、16特徴所得割市、17特徴均等割 市、18特徴所得割 県、19特徴均等割 県、20普徴所得割 市、21普徴均等割 市、22普徴所得割 県、23普徴均等割 県、24特徴翌年度 市、25特徴翌年度 県、26特徴減免所得割 市、27特徴減免均等割 市、28特徴減免所得割 県、29特徴減免均等割 県、30普徴減免所得割 市、31普徴減免均等割 市、32普徴減免所得割 県、33普徴減免均等割 県、34課税所得区分、35特徴調定計、36特徴翌年調定計、37普徴調定計、38分離マスタ履歴連番、39分離マスタ異動日、40退職課税標準額、41退職税額市、42退職税額 県、43特徴調定額1期、44特徴調定額2期、45特徴調定額3期、46特徴調定額4期、47特徴調定額5期、48特徴調定額6期、49特徴調定額7期、50特徴調定額8期、51特徴調定額9期、52特徴調定額10期、53特徴調定額11期、54特徴調定額12期、55普徴調定額1期、56普徴調定額2期、57普徴調定額3期、58普徴調定額4期、59普徴調定額5期、60普徴調定額6期、61普徴調定額7期、62普徴調定額8期、63普徴調定額9期、64普徴調定額10期、65普徴調定額11期、66普徴調定額12期、67退職調定額1期、68退職調定額2期、69退職調定額3期、70退職調定額4期、71退職調定額5期、72退職調定額6期、73退職調定額7期、74退職調定額8期、75退職調定額9期、76退職調定額10期、77退職調定額11期、78退職調定額12期、79作成日、80更新日、81更新時間、82更新職員宛名番号、83更新端末番号、84普徴充当額1、85普徴充当額2、86普徴充当額3、87普徴充当額4、88普徴充当額5、89普徴充当額6、90普徴充当額7、91普徴充当額8、92普徴充当額9、93普徴充当額10、94普徴充当額11、95普徴充当額12、96特徴充当額1、97特徴充当額2、98特徴充当額3、99特徴充当額4、100特徴充当額5、101特徴充当額6、102特徴充当額7、103特徴充当額8、104特徴充当額9、105特徴充当額10、106特徴充当額11、107特徴充当額12、108特徴所得割 市(翌年度)、109特徴均等割 市(翌年度)、110特徴所得割 県(翌年度)、111特徴均等割 県(翌年度)、112blank、113年特所得割 市、114年特均等割 市、115年特所得割 県、116年特均等割 県、117年特減免所得割 市、118年特減免均等割 市、119年特減免所得割 県、120年特減免均等割 県、121年特調定計、122年特調定額1期、123年特調定額2期、124年特調定額3期、125年特調定額4期、126年特調定額5期、127年特調定額6期、128年特調定額7期、129年特調定額8期、130年特調定額9期、131年特調定額10期、132年特調定額11期、133年特調定額12期、134特普区分 森林環境税、135特徴森林環境税、136普徴森林環境税、137年特森林環境税、138特徴森林環境税免除額、139普徴森林環境税免除額、140年特森林環境税免除額、141特徴翌年度森林環境税、142特徴森林環境税調定計、143特徴翌年度森林環境税調定計、144普徴森林環境税調定計、145年特森林環境税調定計

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【9★DD\_Table\_ZABTHAITOKANRI 配当譲渡割還付充当管理マスタ】

1宛名番号、2調定年度、3年度分、4算定団体コード、5履歴連番、6処理日、7市民税 控除不足額、8県民税 控除不足額、9総充当額、10総還付額、11普徴充当額1、12普徴充当額2、13普徴充当額3、14普徴充当額4、15普徴充当額5、16普徴充当額6、17普徴充当額7、18普徴充当額8、19普徴充当額9、20普徴充当額10、21普徴充当額11、22普徴充当額12、23特徴充当額1、24特徴充当額2、25特徴充当額3、26特徴充当額4、27特徴充当額5、28特徴充当額6、29特徴充当額7、30特徴充当額8、31特徴充当額9、32特徴充当額10、33特徴充当額11、34特徴充当額12、35作成日、36更新日、37更新時間、38更新職員宛名番号、39更新端末番号、40充当計算区分

【10★DD\_Table\_ZABTJUGAIKANRI 住登外課税管理マスタ】

1宛名番号、2開始年度、3終了年度、4登録区分、5賦課市町村コード、6賦課郵便番号、7賦課郵便番号BC、8賦課町名、9賦課番地、10賦課方書、11住基上市町村コード、12住基上郵便番号、13住基上郵便番号BC、14住基上町名、15住基上番地、16住基上方書、17登録事由、18作成日、19更新日、20更新時間、21更新職員宛名番号、22更新端末番号、23入力日、24賦課\_大字コード、25賦課\_本番、26賦課\_枝番1、27賦課\_枝番2、28賦課\_枝番3、29賦課\_方書コード、30賦課\_街区番号、31賦課\_棟、32賦課\_号、33住基\_大字コード、34住基\_本番、35住基\_枝番1、36住基\_枝番2、37住基\_枝番3、38住基\_方書コード、39住基\_街区番号、40住基\_棟、41住基\_号

【11★DD\_Table\_ZABTNT\_TAISHO 年金特徴対象者情報】

1相当年度(10月-翌年8月仮徴収までを管理)、2レコード番号、3特別徴収義務者コード、4年金保険者整理番号(基礎年金番号?)、5年金コード、6介護保険被保険者番号、7後期高齢者被保険者番号、8国保記号番号、9特徴依頼宛名番号、10変換後特徴依頼宛名番号(変換無しの場合は特徴依頼宛名番号と同じ)、11生年月日、12性別、13郵便番号、14氏名カナ、15氏名漢字、16住所カナ、17住所漢字、18作成日、19前年度継続区分(01:新規者、02:前年度継続者)、20特徴依頼区分(初期時:NULL、01:特徴対象者、03:特徴非対象者)、21特徴依頼金額1(10月分)、22特徴以来金額2(12月-翌年8月分)、23特徴除外フラグ(1:特徴除外者 手動で特徴除外とした場合等に使用)、24中止依頼区分(01:死亡、02:転出、03:特別事情、04:適用除外)、25中止発生日(中止の根拠となる事実発生日)、26中止期(論理期別)、27介護依頼金額1、28介護依頼金額2、29その他制度依頼金額1、30その他制度依頼金額2、31受給年金額、32判定用支払回数割年金額(受給年金額/6 円未満切捨て)、33源泉徴収税額相当、34特徴依頼結果コード(00:正常、01:失権、02:差止、03:支払年金額不足、50:1レコード内短項目エラー、51:関連エラー、52:原簿突合エラー)、35特徴依頼結果取込日、36特徴結果コード(00:正常、01:失権、02:差止、03:支払年金額不足)、37特徴結果金額、38特徴結果発生日、39特徴結果取込日、40中止依頼結果コード(00:正常、50:1レコード内単項目エラー、51:関連エラー、52:原簿突合エラー)、41中止依頼結果取込日、42作成日、43更新日、44更新時間、45更新職員宛名番号、46更新端末番号、47特徴依頼金額3(2月分)、48特徴依頼金額4(翌年4月分)、49特徴依頼金額5(翌年6-8月分)、50停止年月、51変更依頼区分、52変更後特徴依頼金額2(12月分)、53変更後特徴依頼金額3(2月分)、54変更後特徴依頼金額4(翌年4月分)、55変更後特徴依頼金額5(翌年6-8月分)、56変更依頼結果コード、57変更依頼結果取込日、58個人番号、59特徴対象外理由区分

【12★DD\_Table\_ZABTNT\_CHUSHI 年金特徴中止】

1相当年度、2宛名番号、3中止依頼区分(01:死亡、02:転出、03:特別事情、04:適用除外)、4中止依頼発生日、5中止期別(論理期別)、6取消フラグ(1:取消 配信データ作成後は更新禁止)、7作成日、8更新日、9更新時間、10更新職員宛名番号、11更新端末番号

【13★DD\_Table\_ZABTSHINKOKU 申告書マスタ】

1宛名番号、2年度分、3算定団体コード、4バッチ連番、5処理コード、6資料番号、7合算区分、8申告区分、9徴収区分、10指定番号、11整理番号、12受給者番号、13パンチ生年月日、14パンチ氏名カナ、15納税者番号、16税務署連絡区分、17警告エラー無視サイン、18強制課税区分、19手入力区分、20所得営業等、21所得営業(営業等内訳)、22所得他事(営業等内訳)、23所得漁業(営業等内訳)、24所得農業、25所得肉用牛(免税・免税計)、26所得肉用牛(免外売却価格)、27所得不動産、28所得利子、29所得配当(配当控除適用分)、30所得配当(配当控除適用無分)、31所得配当(少額)、32所得給与、33所得公的年金、34所得雑、35所得譲渡一時、36所得一時(2分の1前)、37所得総合短期、38所得総合長期(2分の1前)、39所得退職、40所得分離山林、41所得分離事業・雑、42所得分離短期、43所得分離短期軽減、44所得分離長期(一般)、45所得分離長期(優良)、46所得分離長期(居住)、47所得分離有価証券、48所得分離有価証券(特例)、49所得分離商品先物取引、50合計所得金額、51総所得金額、52総所得金額等、53純損失の金額、54雑損失の金額、55所得分離商品先物取引繰越控除、56専従者控除配偶者、57専従者控除その他、58平均課税(所得前々年の変動所得)、59平均課税(所得前年の変動所得)、60平均課税(所得変動所得)、61平均課税(所得臨時所得)、62特別控除一時、63特別控除総合譲渡、64特別控除短期、65特別控除短期軽減、66特別控除長期(一般)、67特別控除長期(優良)、68特別控除長期(居住)、69特別控除山林、70特別控除有価証券、71特別控除有価証券(特例)、72給与収入(一般)、73給与収入(専従)、74給与(特定控除)、75公的年金収入、76本人特別障害、77本人その他障害、78本人老年者、79本人寡婦、80本人寡夫、81本人勤労学生、82本人未成年、83本人夫あり、84控除対象配偶者あり、85控除対象配偶者あり(老人)、86配偶者所得、87扶養一般、88扶養特定、89扶養老人同居、90扶養老人合計、91扶養障害(特別同居)、92扶養障害(特別合計)、93扶養障害(その他)、94青色申告区分、95専従者配偶者、96専従者その他、97非課税所得区分1、98非課税所得金額1、99控除雑損、100控除医療費、101控除社会保険料、102控除小規模企業共済等掛金、103控除生命保険料、104控除損害保険料、105控除寄付金、106控除配偶者特別、107控除配偶者、108控除本人、109控除扶養、110控除障害(扶養控除内数)、111控除基礎、112旧・生命保険支払額、113旧・生命保険個人年金支払額、114損害保険短期支払額、115損害保険長期支払額、116所得控除合計、117退職退職収入(現年課税分)、118退職所得税用退職(前年源泉分)、119退職勤続年数、120退職障害区分、121所得税控除損害保険料、122所得税控除生命保険料、123所得税控除配偶者特別、124所得税控除寄付金、125所得税合計所得、126所得税所得控除計、127所得税その他税額控除、128所得税所得税額、129計算値合計所得金額、130計算値控除合計、131計算値配当控除、132計算値特別減税額、133計算値所得税額、134収入営業等、135収入営業(営業等内数)、136収入漁業(営業等内数)、137収入他事(営業等内数)、138収入農業、139収入肉用牛、140収入不動産、141収入利子、142収入配当(配当控除適用分)、143収入配当(配当控除適用無分)、144収入配当(少額配当分)、145収入雑、146収入一時、147収入総合譲渡短期、148収入総合譲渡長期、149収入分離事業・雑、150収入分離短期、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

151収入分離短期軽減、152収入分離長期(一般)、153収入分離長期(優良)、154収入分離長期(居住)、155収入分離山林、156収入分離有価証券、157収入分離有価証券(特例)、158収入分離商品先物、159特例摘要条文長期、160特例摘要条文短期、161特例摘要条文予備、162エラー区分、163エラー内容、164作成日、165更新日、166更新時間、167更新職員宛名番号、168更新端末番号、169配当・譲渡割額、170株式譲渡の損失、171併徴先判定区分、172転送区分、173転送先コード、174転送日、175所得分離長期(居住特例)、176分離長期(居住特例)の損失、177収入配当(私募証券)、178収入配当(一般外貨建等証券)、179所得配当(私募証券)、180所得配当(一般外貨建等証券)、181所得税\_外国人控除、182所得税\_住宅取得等控除、183住宅取得等特別控除(直接入力)、184翌期中申告書作成区分、185住宅取得等特別控除(計算値)、186住宅取得控除可能額、187特普区分、188寄附金(都道府県・市区町村分)、189寄附金(共募・赤十字分)、190寄附金(市区町村条例指定分)、191寄附金(都道府県条例指定分)、192配当割額、193株譲渡割額、194収入上場株式配当、195所得上場株式配当、196損失上場株式配当、197居住年月日1(西暦)、198居住年月日2(西暦)、199所得税課税標準額(入力値)、200所得税税控前税額(入力値)、201所得税配当控除(入力値)、202所得税試験等控除(入力値)、203所得税課税標準額(計算値)、204所得税税控前税額(計算値)、205支払医療費、206国税連携データ取込日、207国税連携データ取込日毎の連番、208イメージ取込日、209イメージ連番、210利用者識別番号、211算入強制区分、212二表入力状況、213二表入力状況詳細、214二表入力要否、215二表入力日、216二表入力職員番号、217受付番号、218バッチ番号、219異動年月日、220連絡データ作成年月日、221帳票番号、222パンチ氏名漢字、223資料区分、224扶養\_年少、225新・生命保険支払額、226生命保険介護医療支払額、227新・生命保険個人年金支払額、228所得税災害減免、229所得税復興特別(入力値)、230所得税復興特別(計算値)、231特定取得該当1、232特定取得該当2、233寄附金申告特例(都道府県・市区町村分)、234特定中小株式繰損、235扶養非居住者数、236控除医療費区分、237所得金額調整控除、238所得金額調整控除区分、239扶養所得金額調整控除対象親族、240本人ひとり親、241所得雑業務、242収入雑業務、243申告提出日、244保留区分、245租税条約区分、246租税条約対象金額、247源泉徴収時所得税減税控除済額、248減税控除外額、249配偶者非居住区分

【14★DD\_Table\_ZABTKYUHO\_給報マスタ】

1宛名番号、2年度分、3算定団体コード、4バッチ連番、5処理コード、6資料番号、7合算区分、8申告区分、9徴収区分、10指定番号、11整理番号、12受給者番号、13パンチ氏名カナ、14パンチ生年月日、15専給区分、16給与収入一般、17給与収入専従、18給与特定控除、19給与所得、20所得控除合計、21源泉徴収税額、22源泉徴収税額内未納、23源泉徴収税額計算値、24控除対象配偶者あり、25控除対象配偶者あり(老人)、26配偶者特別控除、27扶養特定、28扶養同居老親、29扶養老人合計、30扶養一般、31扶養障害(特別同居)、32扶養障害(特別合計)、33扶養障害(その他)、34控除小規模企業共済等掛金、35控除社会保険料、36控除生命保険料、37控除損害保険料、38控除住宅取得特別、39定率控除額、40前職分給与、41配偶者所得、42旧・生命保険個人年金支払額、43損害保険長期支払額、44本人夫あり、45本人未成年、46乙欄区分、47本人特別障害、48本人その他障害、49本人老年者、50本人寡婦、51本人寡夫、52本人勤労学生、53死亡退職、54災害者、55外国人、56就退職区分、57就退職年月日、58算入強制区分、59強制親区分、60警告エラー無視サイン、61併徴先判定区分、62エラー区分、63エラー内容、64作成日、65更新日、66更新時間、67更新職員宛名番号、68更新端末番号、69国民年金保険料等、70転送区分、71転送先コード、72転送日、73年調区分、74住宅取得等控除可能額、75摘要、76入力区分、77特別徴収義務者コード、78性別コード(男子:1女子:2)、79氏名(漢字)、80郵便番号、81住所(漢字)、82居住年月日1(西暦)、83居住年月日2(西暦)、84住借用給報所得、85住借用給報控除、86住借控除額(計算値)、87扶養年少、88旧・生命保険支払額、89新・生命保険支払額、90生命保険介護医療支払額、91新・生命保険個人年金支払額、92特定取得該当1、93特定取得該当2、94扶養非居住者数、95住宅借入金等特別控除適用数、96住宅借入金年末残高1、97住宅借入金年末残高2、98住宅特別控除区分(1回目)、99住宅特別控除区分(2回目)、100基礎控除額、101所得金額調整控除、102扶養所得金額調整控除対象親族、103本人ひとり親、104保留区分、105租税条約区分、106租税条約対象金額、107申告提出日、108源泉徴収時所得税減税控除済額、109減税控除外額、110配偶者非居住区分

【15★DD\_Table\_ZABTNENKIN\_年金マスタ】

1宛名番号、2年度分、3算定団体コード、4バッチ連番、5処理コード、6資料番号、7合算区分、8入力区分、9徴収区分、10指定番号、11パンチ生年月日、12パンチ氏名カナ、13年金収入、14年金所得、15源泉徴収税額、16源泉徴収税額内未納、17源泉徴収税額計算値、18定率控除額、19配偶者所得、20配偶者特別控除、21控除対象配偶者あり、22控除対象配偶者あり(老人)、23本人 特別障害、24本人 その他障害、25本人 老年者、26本人 寡婦、27本人 寡夫、28本人 勤労学生、29扶養 特定、30扶養 同居老親、31扶養 老人合計、32扶養 一般、33扶養 障害(特別同居)、34扶養 障害(特別合計)、35扶養 障害(その他)、36控除 社会保険料、37算入強制区分、38強制親区分、39本人 夫あり、40警告エラー無視サイン、41エラー区分、42エラー内容、43作成日、44更新日、45更新時間、46更新職員宛名番号、47更新端末番号、48転送区分、49転送先コード、50転送日、51、52特別徴収義務者コード、53性別コード(男子:1 女子:2)、54氏名(漢字)、55郵便番号、56住所(漢字)、57扶養 年少、58扶養 非居住者数、59本人 ひとり親、60保留区分、61申告提出日、62租税条約区分、63租税条約対象金額、64源泉徴収時所得税減税控除済額、65減税控除外額、66配偶者非居住区分

【16★DD\_Table\_ZABTSHINTOKU\_JOHO\_申告特例通知書情報】

1宛名番号、2年度分、3バッチ連番(冊号)、4処理コード(連番)、5資料番号、6パンチ生年月日、7パンチ氏名カナ、8電話番号、9合計寄附金額(申告特例)、10寄附先自治体コード、11寄附先団体名、12エラー区分、13エラー内容、14警告エラー無視サイン、15転送区分(返送区分)、16転送日(返送日)、17取消区分、18作成日、19更新日、20更新時間、21更新職員宛名番号、22更新端末番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【17★DD\_Table\_ZABTCHOTEIMEISAI\_EUC\_賦課状況報告書明細EUCテーブル】

1処理条件調定年度、2処理条件開始日、3処理条件終了日、4処理条件処理実行日、5レコード区分(1:前回、2:増減、3:今回)、6特徴対象区分(0:対象外、1:対象)、7年特対象区分(0:対象外、1:対象)、8普徴対象区分(0:対象外、1:対象)、9宛名番号、10調定年度、11年度分、12課税マスタ履歴連番、13特徴\_県\_均等割\_均のみ\_税額、14特徴\_県\_均等割\_均のみ\_人員、15特徴\_県\_所得割\_所のみ\_税額、16特徴\_県\_所得割\_所のみ\_人員、17特徴\_県\_均等割\_税額、18特徴\_県\_均等割\_人員、19特徴\_県\_所得割\_税額、20特徴\_県\_所得割\_人員、21特徴\_県\_均等割\_減免\_税額、22特徴\_県\_均等割\_減免\_人員、23特徴\_県\_所得割\_減免\_税額、24特徴\_県\_所得割\_減免\_人員、25特徴\_県\_退職分離\_税額、26特徴\_県\_退職分離\_人員、27特徴\_県\_合計\_税額、28特徴\_県\_合計\_人員、29特徴\_県\_特徴翌年度歳入分\_均等割\_税額、30特徴\_県\_特徴翌年度歳入分\_所得割\_税額、31特徴\_県\_特徴翌年度歳入分\_人員、32特徴\_県\_今年度賦課分\_均等割\_税額、33特徴\_県\_今年度賦課分\_所得割\_税額、34特徴\_県\_前年度賦課分\_均等割\_税額、35特徴\_県\_前年度賦課分\_所得割\_税額、36特徴\_県\_今年度歳入分\_均等割\_税額、37特徴\_県\_今年度歳入分\_所得割\_税額、38特徴\_市\_均等割\_均のみ\_税額、39特徴\_市\_均等割\_均のみ\_人員、40特徴\_市\_所得割\_所のみ\_税額、41特徴\_市\_所得割\_所のみ\_人員、42特徴\_市\_均等割\_税額、43特徴\_市\_均等割\_人員、44特徴\_市\_所得割\_税額、45特徴\_市\_所得割\_人員、46特徴\_市\_均等割\_減免\_税額、47特徴\_市\_均等割\_減免\_人員、48特徴\_市\_所得割\_減免\_税額、49特徴\_市\_所得割\_減免\_人員、50特徴\_市\_退職分離\_税額、51特徴\_市\_退職分離\_人員、52特徴\_市\_合計\_税額、53特徴\_市\_合計\_人員、54特徴\_市\_特徴翌年度歳入分\_均等割\_税額、55特徴\_市\_特徴翌年度歳入分\_所得割\_税額、56特徴\_市\_特徴翌年度歳入分\_人員、57特徴\_市\_今年度賦課分\_均等割\_税額、58特徴\_市\_今年度賦課分\_所得割\_税額、59特徴\_市\_前年度賦課分\_均等割\_税額、60特徴\_市\_前年度賦課分\_所得割\_税額、61特徴\_市\_今年度歳入分\_均等割\_税額、62特徴\_市\_今年度歳入分\_所得割\_税額、63年特\_県\_均等割\_均のみ\_税額、64年特\_県\_均等割\_均のみ\_人員、65年特\_県\_所得割\_所のみ\_税額、66年特\_県\_所得割\_所のみ\_人員、67年特\_県\_均等割\_税額、68年特\_県\_均等割\_人員、69年特\_県\_所得割\_税額、70年特\_県\_所得割\_人員、71年特\_県\_均等割\_減免\_税額、72年特\_県\_均等割\_減免\_人員、73年特\_県\_所得割\_減免\_税額、74年特\_県\_所得割\_減免\_人員、75年特\_県\_退職分離\_税額、76年特\_県\_退職分離\_人員、77年特\_県\_合計\_税額、78年特\_県\_合計\_人員、79年特\_県\_今年度賦課分\_均等割\_税額、80年特\_県\_今年度賦課分\_所得割\_税額、81年特\_県\_今年度歳入分\_均等割\_税額、82年特\_県\_今年度歳入分\_所得割\_税額、83年特\_市\_均等割\_均のみ\_税額、84年特\_市\_均等割\_均のみ\_人員、85年特\_市\_所得割\_所のみ\_税額、86年特\_市\_所得割\_所のみ\_人員、87年特\_市\_均等割\_税額、88年特\_市\_均等割\_人員、89年特\_市\_所得割\_税額、90年特\_市\_所得割\_人員、91年特\_市\_均等割\_減免\_税額、92年特\_市\_均等割\_減免\_人員、93年特\_市\_所得割\_減免\_税額、94年特\_市\_所得割\_減免\_人員、95年特\_市\_退職分離\_税額、96年特\_市\_退職分離\_人員、97年特\_市\_合計\_税額、98年特\_市\_合計\_人員、99年特\_市\_今年度賦課分\_均等割\_税額、100年特\_市\_今年度賦課分\_所得割\_税額、101年特\_市\_今年度歳入分\_均等割\_税額、102年特\_市\_今年度歳入分\_所得割\_税額、103普徴\_県\_均等割\_均のみ\_税額、104普徴\_県\_均等割\_均のみ\_人員、105普徴\_県\_所得割\_所のみ\_税額、106普徴\_県\_所得割\_所のみ\_人員、107普徴\_県\_均等割\_税額、108普徴\_県\_均等割\_人員、109普徴\_県\_所得割\_税額、110普徴\_県\_所得割\_人員、111普徴\_県\_均等割\_減免\_税額、112普徴\_県\_均等割\_減免\_人員、113普徴\_県\_所得割\_減免\_税額、114普徴\_県\_所得割\_減免\_人員、115普徴\_県\_退職分離\_税額、116普徴\_県\_退職分離\_人員、117普徴\_県\_合計\_税額、118普徴\_県\_合計\_人員、119普徴\_県\_今年度賦課分\_均等割\_税額、120普徴\_県\_今年度賦課分\_所得割\_税額、121普徴\_県\_今年度歳入分\_均等割\_税額、122普徴\_県\_今年度歳入分\_所得割\_税額、123普徴\_市\_均等割\_均のみ\_税額、124普徴\_市\_均等割\_均のみ\_人員、125普徴\_市\_所得割\_所のみ\_税額、126普徴\_市\_所得割\_所のみ\_人員、127普徴\_市\_均等割\_税額、128普徴\_市\_均等割\_人員、129普徴\_市\_所得割\_税額、130普徴\_市\_所得割\_人員、131普徴\_市\_均等割\_減免\_税額、132普徴\_市\_均等割\_減免\_人員、133普徴\_市\_所得割\_減免\_税額、134普徴\_市\_所得割\_減免\_人員、135普徴\_市\_退職分離\_税額、136普徴\_市\_退職分離\_人員、137普徴\_市\_合計\_税額、138普徴\_市\_合計\_人員、139普徴\_市\_今年度賦課分\_均等割\_税額、140普徴\_市\_今年度賦課分\_所得割\_税額、141普徴\_市\_今年度歳入分\_均等割\_税額、142普徴\_市\_今年度歳入分\_所得割\_税額、143特徴\_森林環境税\_税額、144特徴\_森林環境税\_合計\_人員、145特徴\_森林環境税\_免除\_税額、146特徴\_森林環境税\_免除\_人員、147特徴\_森林環境税\_合計\_税額、148特徴\_森林環境税\_合計\_人員、149特徴\_森林\_特徴翌年度歳入分\_税額、150特徴\_森林\_特徴翌年度歳入分\_人員、151特徴\_森林\_今年度賦課分\_税額、152特徴\_森林\_前年度賦課分\_税額、153特徴\_森林\_今年度歳入分\_税額、154年特\_森林環境税\_税額、155年特\_森林環境税\_人員、156年特\_森林環境税\_免除\_税額、157年特\_森林環境税\_免除\_人員、158年特\_森林環境税\_合計\_税額、159年特\_森林環境税\_合計\_人員、160年特\_森林\_今年度賦課分\_税額、161年特\_森林\_今年度歳入分\_税額、162普徴\_森林環境税\_税額、163普徴\_森林環境税\_人員、164普徴\_森林環境税\_免除\_税額、165普徴\_森林環境税\_免除\_人員、166普徴\_森林環境税\_合計\_税額、167普徴\_森林環境税\_合計\_人員、168普徴\_森林\_今年度賦課分\_税額、169普徴\_森林\_今年度歳入分\_税額

【18★DD\_Table\_ZABTEUCSHORI\_ROGU\_任意抽出処理ログ】

1過去抽出条件、2年度、3基準日、4地区コード、5行政区コード、6班コード、7旧自治体コード、8申告区分、9徴収区分、10課税区分、11宛名区分、12現存区分、13条件、14所得関連項目コード1、15所得関連項目コード2、16所得関連項目コード3、17所得関連項目コード4、18所得関連項目コード5、19所得関連項目コード6、20所得関連項目コード7、21所得関連項目コード8、22所得関連不番号1、23所得関連不番号2、24所得関連不番号3、25所得関連不番号4、26所得関連不番号5、27所得関連不番号6、28所得関連不番号7、29所得関連不番号8、30所得関連金額1、31所得関連金額2、32所得関連金額3、33所得関連金額4、34所得関連金額5、35所得関連金額6、36所得関連金額7、37所得関連金額8、38サイン関係項目コード1、39サイン関係項目コード2、40サイン関係項目コード3、41サイン関係項目コード4、42サイン関係項目コード5、43サイン関係項目コード6、44サイン関係項目コード7、45サイン関係項目コード8、46サイン関係サイン1、47サイン関係サイン2、48サイン関係サイン3、49サイン関係サイン4、50サイン関係サイン5、51サイン関係サイン6、52サイン関係サイン7、53サイン関係サイン8、54表示項目コード1、55表示項目コード2、56表示項目コード3、57表示項目コード4、58表示項目コード5、59表示項目コード6、60表示項目コード7、61表示項目コード8、62表示項目コード9、63ソート項目コード1、64ソート項目コード2、65ソート項目コード3、66作成日、67更新日、68更新時間、69更新職員宛名番号、70更新端末番号

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

|  |  |
|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名                         |  |
| 個人住民税賦課情報ファイル                          |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） |  |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク                   |  |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容               | <p>申告時や課税資料の收受の場面において、高槻市住民以外の情報、本人以外の情報を入手してしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード等、身分証明書の提示により本人確認を厳格に行い、対象者であることを確認する。</li> <li>・住民からの申告等情報を受け付ける場合は、宛名マスタの個人番号と照合チェックし、宛名情報を基に作成された課税対象者情報と紐付けを行う。該当しないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、紛失等回避の為、資料回送履歴の管理を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理は、マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムでは申告等の手続きを行おうとしている者のみ情報を受け付け、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。</li> <li>・国税連携システムは、地方税ポータルセンタを通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村が本市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容            | <p>申告時や課税資料の收受の場面において、過剰な書類添付により過剰な特定個人情報を入手してしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料等については様式化されていることから、必要最低限の情報のみを入手し、不必要に入手することはない。</li> <li>・不必要な書類等は收受しない。不必要な書類等が提出された場合は速やかに返還を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理は住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム、国税連携システム及び個人住民税申告ポータルでは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</li> </ul>                                   |
| その他の措置の内容                              | —  |
| リスクへの対策は十分か                            | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク                |  |
|  |  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p>               | <p>申告時や課税資料の收受の場面において、住民に対し説明不足のまま情報を入手することや、規定外の経路からの情報入手により詐取・奪取をしてしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、使用目的を説明した上で取得することとしている。</li> <li>・電子データで提出される申告情報等は、国税連携、eLTAX及び個人住民税申告ポータルにて閉域網であるLGWAN回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。</li> <li>・紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、本市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。また、特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</li> <li>・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>                | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| <p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> |  |
| <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>            | <p>申告時や課税資料の收受の場面において、不正確な情報の登録をしてしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、通知カード、身分証明書等の確認や住所、氏名、生年月日、性別の4情報の聞取りにより本人確認を行う。</li> <li>・住民以外から提出される課税資料等情報については、個人番号、住所、氏名、生年月日の4情報に漏れがある場合、明らかに誤っている場合は、提出先に確認及び再提出指導等の措置を行う。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。また、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> </ul>   |
| <p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>           | <p>申告時や課税資料の收受の場面において、不正確な個人番号を登録してしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された資料の個人番号を課税対象者情報の個人番号に突合せさせることで個人番号の真正性の確認を行う。</li> <li>・住登外課税者について課税対象者情報と合致しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットで照会を行い、真正性を確認する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税賦課システムは統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から個人住民税賦課システムに登録する際に、真正性確認をする。また、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> </ul>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>   | <p>特定個人情報について、申告や課税資料の入手後に内容が変更され、不正確な情報となってしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報は窓口での聞取りや、添付書類との照合により正確性を確保する。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正を行うことで正確性を確保している。</li> <li>・特定個人情報の登録、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために当該処理を行った者以外の者が確認する等、必ず内容確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムは、地方税ポータルセンタで受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</li> <li>・国税連携システムで他市区町村や国税庁から入手した情報は、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> <li>・個人住民税申告ポータルは、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>   |
| <p>その他の措置の内容</p>  |   |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>  |   |
| <p>リスクに対する措置の内容</p>   | <p>申告時や課税資料の收受の場面における特定個人情報の漏えい・紛失等のリスクを想定<br/>(情報の保管方法やネットワーク環境を考慮)</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p>【紙媒体に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。</li> <li>・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。</li> </ul> <p>【電子データに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。</li> <li>・特定個人情報の入手はインターネットにつながるネットワークや公衆回線網では行わない。</li> </ul> <p>【業務システム共通に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムのうち個人情報が利用される業務については、閉域網である専用LAN回線のみで情報をやり取りすることで、漏洩・紛失のリスクを防止している。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>—</p> |   |
| <p><b>3. 特定個人情報の使用</b></p>  |   |
| <p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</p>                              |   |
| <p>宛名システム等における措置の内容</p>   | <p>宛名システム使用時、特定個人情報を税務以外の目的で使用される等のリスクを想定<br/>(アクセス制御を考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム、団体内統合宛名システム間の連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合のみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。</li> <li>・個人住民税賦課システムから宛名システムにアクセスする際も同様である。</li> </ul>   |

|   |   |
|---|---|
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                      | <p>宛名以外のシステム使用時、特定個人情報等を税務以外の目的で使用される等のリスクを想定(アクセス制御を考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税賦課システムには、税務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>・個人住民税賦課システム及び個人番号付きの課税資料を受信する国税連携システム、審査システム(eLTAX等)以外は、個人番号を用いた連携は行わない。</li> <li>・使用する全てのシステムは、職務上必要と認められる権限を与えられた者しか利用、アクセスを許可していない。</li> </ul>  |
| その他の措置の内容                                     | —   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |   |
| ユーザ認証の管理                                      | <p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 行っている 2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・ユーザーIDごとのログ情報を管理している。</li> </ul>   |
| アクセス権限の発効・失効の管理                               | <p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 行っている 2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ID/パスワードの発行管理について、業務主管課からの申請に基づき、システム管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を設定し、必要以上の情報照会ができないようにしている。</li> <li>・失効管理について、権限を有していた職員の異動退職情報をシステム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> </ul>  |
| アクセス権限の管理                                     | <p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 行っている 2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者がユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上のアクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は、削除する。</li> <li>・パスワードは6ヶ月ごとに変更しないと、システムにログインできないようにする。</li> </ul>   |
| 特定個人情報の使用の記録                                  | <p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>   |
| 具体的な方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴を磁気ディスク等に記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> </ul>   |
| その他の措置の内容                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度パスワードによる認証を行う仕組みとする。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク                         |   |
| リスクに対する措置の内容                                  | <p>税務目的以外でのシステム使用に起因する情報漏えい等のリスクを想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課徴収担当課以外の部署には、端末PCを設置しない。ただし、マイナポータル申請管理へアクセスできる端末については管理所管課へ設置する。</li> <li>・外部記憶媒体に取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。</li> <li>・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> <li>・職員については、セキュリティ研修を実施し、個人情報保護を徹底している。</li> <li>・他市町村や行政機関等において発生した個人情報漏えいの事案に係る新聞記事等の内容を研修で取り上げる</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                                   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク                  |   |
|   | システム使用上、不正なファイル複製に起因する情報漏えい等のリスクを想定   |

|  |   |  |
|--|---|--|
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>・職員については、セキュリティ研修を実施し、個人情報保護を徹底している。</li> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・エンドユーザコンピューティング(EUC)機能については利用者を制限し、システム管理者が定期的にログを確認している。</li> </ul>  |  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |  |
| —  |   |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない   |   |  |
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク |   |  |
| 情報保護管理体制の確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者選定条件に、ISMSやプライバシーマーク認証の取得を含めており、契約に当たっては、別途秘密保護契約も締結している。</li> <li>・委託契約において必要に応じて実地の監査、調査等を行うことを定め、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。</li> </ul>  |  |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限  | [ 制限している ]  | <選択肢><br>1) 制限している 2) 制限していない                  |
| 具体的な制限方法   | 委託業務に係る実施体制(管理者、従事者)の提出を義務付け、必要最小限となるよう指導している。  |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録  | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している 2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従事日時、作業内容等を報告書として提出するよう義務付けている。</li> <li>・システムを操作した履歴を磁気ディスク等に記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> </ul>   |  |
| 特定個人情報の提供ルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                    |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性があり、かつ、管理上の問題がない場合に限り、再委託を認めている。</li> </ul>   |  |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に係る誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、本市の管理権限が及ぶ区域で行うこととしている。ただし、保守運用メンテナンス等でクラウドサーバーの使用等やむを得ず本市の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、機器の特定、入室管理、警報装置の設置、耐震防火対策、情報の暗号化、機密性の確保等、個人情報にかかる安全対策を明確にし、閉域網である専用回線の利用をあらかじめ認定した上で、事前に本市に申請し、その許可を得ることとしている。</li> <li>・作業内容の取扱いの範囲が分かるものを記録させている。</li> <li>・紙により特定個人情報を提供・收受するデータパンチ等の委託については、データ收受管理や、受渡、保管管理簿を残している。また、運搬・保管については金属ケースの利用、運搬ルート等の条件や、委託先の作業室への立入検査などについても定めている。</li> </ul> |  |
| 特定個人情報の消去ルール   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                    |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税賦課システム上の消去に関しては、職員が確認し委託先が消去を実施する。</li> <li>・データパンチ等の委託について、納入用のテープ等の外部記録媒体については次々回納品時には消去する。パンチ委託先のシステム上に残る情報の消去に関しては、委託業務終了後、本市が指定した日までに全情報を消去し、消去完了届の提出をしなければならないこととしている。</li> </ul>  |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                    |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 規定の内容   | <p>契約書上に個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <p>①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督等⑥個人情報の保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業区域等⑨個人情報の授受等⑩複写又は複製の禁止⑪記録媒体による成果物の表記⑫情報システム等のセキュリティ対策⑬返還又は破棄⑭再委託を行う場合における制限⑮個人情報の管理に係る記録の整備⑯立入検査等⑰事故発生時における報告⑱損害賠償⑲契約の解除 など</p>   |   |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保                               | [ 十分に行っている ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p> |
| 具体的な方法  | <p>・業務全体の再委託は禁止しているが、一部の業務委託を許可する場合でも再委託先に対し、自らと同様の義務を負わせ、その遵守を監督する責任を負うことを契約書に記載している。</p> <p>・再委託を行う場合は、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において、委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>   |   |
| その他の措置の内容   | <p>・システム内のデータ及びプログラムを取り扱う場合は、細心の注意を払い適正に維持管理を行うこと、故意又は過失による改ざん防止を徹底することを契約書に記載している。</p> <p>・事故発生時又は、事故発生を予見したときは、直ちに本市に通知するとともに、必要な措置を講じ、当該措置内容を書面で報告するよう契約書に記載している。</p>  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                 |   |   |
| —   |   |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない |   |   |
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク                                    |   |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録   | [ 記録を残している ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>                                    |
| 具体的な方法  | <p>提供・移転処理後の定期的な調査や不正事案発生時に必要となる記録を作成しておく。（対象は、紙文書・電子データ）</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <p>・個人住民税賦課システムでは、情報の提供・移転用のデータ作成処理においては処理記録を作成している。また、提供及び移転を受ける側のシステムにおいても処理記録を作成する。提供方法が紙ベースとなる場合は、日時、請求先、請求事由、提供内容、提供数、提供した職員氏名を記録している。</p> <p>・納税通知書や他市町村に対する地方税法第294条第3項通知（住登外者の二重課税防止）の発送に当たっては、発送記録を残している。また、eLTAXを経由した国税庁への扶養是正情報の提供については、eLTAXへ送信した日時を記録している。</p> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;</p> <p>・送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等がeLTAXシステムに記録される。</p> |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール                                       | [ 定めている ]   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>  |

|  |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
|  | <p>ルール内容及び<br/>ルール遵守の確認方法</p> | <p>&lt;本市全般における措置&gt;<br/>         ・提供及び移転については、番号法等関係法令で定められた提供先・事項についてのみを行う。<br/>         ・独自利用を行う場合の提供及び移転については、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで、許可した者のみ行うこととしている。<br/>         ・提供及び移転する情報のチェックを職員で重ねて行い、正しい情報が提供されているかをシステム上でも担保する。<br/>         ・特定個人情報の提供については、具体的に誰に対し、何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているかの確認を行う。<br/>         ・システム管理者は、許可している使用範囲内であるか定期的にシステムログで確認を行う。</p> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;<br/>         ・提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタへの送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p>   |
|  | <p>その他の措置の内容</p>              | <p>・電算機室等への入退室権限及び、本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。<br/>         ・記録を十分監視し、認証された業務外の利用や、複製の持出しをしないよう年に1度以上取扱いに関する研修を実施する。<br/>         ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。<br/>         ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対処する。</p>  |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>                                   | <p>[ 十分である ]</p>              | <p>&lt;選択肢&gt;<br/>         1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p>  |
| <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p>                    |                               |  |
|  | <p>リスクに対する措置の内容</p>           | <p>システム上、照会する権限がない者(事務)に対し、特定個人情報を提供・移転をしてしまうことに起因する情報漏えいや紛失等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;<br/>         ・システム上での庁内連携については、地方税法、番号法等関連法令上認められる提供及び移転以外は機能をシステム上設けない。<br/>         ・特定個人情報の庁内照会は、個人番号取扱事務実施者だけしか照会できないようにシステム上でアクセス制御を行う。<br/>         ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上で行う。<br/>         ・「移転」については、市民税課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。</p> <p>&lt;eLTAXにおける措置&gt;<br/>         ・審査システムにおいて、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには「利用者ID」「特別徴収義務者コード」があり、それにより提供先が設定される。<br/>         ・国税連携システムにおいて、特定個人情報の提供処理を行う場合、システム利用ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。<br/>         ・いずれのシステムも、地方税ポータルセンタへの送信には、閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>                                   | <p>[ 十分である ]</p>              | <p>&lt;選択肢&gt;<br/>         1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p>  |
| <p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> |                               |  |
|  |                               | <p>提供・移転先で誤処理されることにより、本人に不利益を与えることや、誤った相手による不正使用等のリスクを想定</p>   |



|  |  | 3) 課題が残されている                          |          |
|--|--|---------------------------------------|----------|
| リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                     |  |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                                   | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>   |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                  |  |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                                   | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務はクラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul> |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク                            |  |                                       |          |
| リスクに対する措置の内容                                   | <p>連携が認められていない特定個人情報を提供してしまう等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供及び移転する相手先や事務内容によって、体系的かつ、職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築し、安易に提供されることを防ぐ。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>   |                                       |          |
| リスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク                          |  |                                       |          |
| システム上、権限がない者が、特定個人情報の提供をしてしまうことに起因する情報漏えいや紛失等の |  |                                       |          |

|  |  |
|--|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p>                              | <p>リスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</li> <li>・情報移転の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>   |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>                               | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| <p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>   |  |
| <p>リスクに対する措置の内容</p>                              | <p>提供先で誤処理されることにより、本人に不利益を与えることや、誤った相手による不正使用等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手先とその妥当性について事前に検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止する。</li> <li>・誤った情報を提供及び移転してしまうリスクへの措置として、提供及び移転する情報のチェックを職員で重ねて行い、誤った情報が作成されないことをシステム上でも担保する。</li> <li>・誤った相手に提供及び移転してしまうリスクへの措置として、番号法に基づき認められる情報のみを認められた相手にしか移転できないよう、団体内統合宛名システムにおいて制限をかけている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p>                               | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> |  |
| <p>職員又は悪意ある第三者による不正アクセス等のリスクを想定</p>              |  |

<本市全般における措置>

- ・当該事務の権限を有する職員にのみ実施できるようアクセス権限を設定している。
- ・システム管理者が定期的に業務共通システム・税務システムで記録している操作ログ記録を取得・確認するとともに、当該取組を関係職員に周知することで、目的外の入手を牽制している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

|                           |   |
|---------------------------|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク |   |
| ①NISC政府機関統一基準群            | [ 政府機関ではない ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない  |
| ②安全管理体制                   | [ 十分に整備している ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない   |
| ③安全管理規程                   | [ 十分に整備している ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない   |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知         | [ 十分に周知している ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない   |
| ⑤物理的対策                    | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機室及びデータセンターは、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。</li> <li>・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> </ul> |

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
|   | <p>具体的な対策の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業のために電算機室又はデータセンターへ人退室する際は、不要な機器の持ち込みが無いことを確認したうえで入退室の許可を行っている。</li> <li>・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系 소화設備を有した建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。</li> <li>・入退室については、電算機室及びデータセンター所管のセキュリティ管理者の許可を受けた者に特定される。</li> <li>・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管する。</li> <li>・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書を提出させる。</li> <li>・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書を提出させる。</li> <li>・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納する。</li> <li>・データベース等のバックアップを定期的に行っている。また、当該バックアップデータについては、同内容のものを遠隔地にも保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> <li>・なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul>                              |
| <p>⑥技術的対策</p>                                 | <p>具体的な対策の内容</p> | <p>[ 十分にしている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている<br/>3) 十分に行っていない</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。</li> <li>・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。</li> <li>・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。</li> <li>・業務用パソコンの操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ul> |
| <p>⑦バックアップ</p>                                |                  | <p>[ 十分にしている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている<br/>3) 十分に行っていない</p>  |
| <p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>                         |                  | <p>[ 十分にしている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている<br/>3) 十分に行っていない</p>  |
| <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> | <p>[ 発生なし ]</p>  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>   |
|   | <p>その内容</p>      |   |
|   | <p>再発防止策の内容</p>  |   |

|                                      |  |  |
|--------------------------------------|--|--|
| ⑩死者の個人番号                             | [ 保管している ]   | <選択肢><br>1) 保管している 2) 保管していない                  |
| 具体的な保管方法                             | <本市全般における措置><br>死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。   |  |
| その他の措置の内容                            | —  |  |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク        |  |  |
| リスクに対する措置の内容                         | <p>特定個人情報古い情報のまま保管され続けることで、本人に不利益を与える等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;<br/>・個人住民税賦課システムにおいては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収又は還付を行うことになっていることから、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。<br/>・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいても保有する情報や関連する情報は、入手元の情報更新により連携されているため、古い情報のまま保管するリスクはない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>・中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを共通基盤システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまり、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。</p> |  |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク       |  |  |
| 消去手順                                 | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                    |
| 手順の内容                                | <p>使用しなくなった特定個人情報が消去されず存在することに起因する漏えいや紛失等のリスクを想定</p> <p>&lt;本市全般における措置&gt;<br/>・個人住民税賦課システムにおいて保存期限を過ぎたシステム上の課税に関する特定個人情報については、市民税課の所属長権限で消去を行う。なお、保存期限については高槻市文書取扱規程において定められている。また、紙媒体によるものについては、本市の設置する焼却施設等にて直接処分を行う。</p> <p>・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいても各主管システムが消去した際に自動連携で消去され、各システムの保有期限を経過したのも同様に扱うため、消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>・中間サーバーにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。</p>                                 |  |
| その他の措置の内容                            | —  |  |
| リスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |  |
| —                                    |  |  |

#### IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査  |  |
|--|--|
| ①自己点検  | [ 十分に行っている ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的なチェック方法   | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回以上部署内にてチェックを実施する。</li> <li>・本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul>                       |
| ②監査  | [ 十分に行っている ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な内容   | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを確認する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている</li> <li>・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> </ul>  |
| 2. 従業者に対する教育・啓発  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法   | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。</li> <li>・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。また、研修の実施にあつては未受講者が出ないような措置(複数回開催する等)を行っている。</li> <li>・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> |
| 3. その他のリスク対策   |  |
| <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、該当者の請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対処をおこなう。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <p>&lt;クラウド環境における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド提供事業者は本市のセキュリティーポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。</li> </ul> |  |

## V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 高槻市総務部法務ガバナンス室<br>〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号<br>電話:072-674-7322   |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。  |
| 特記事項                     | 市ホームページ上に、請求方法等を掲載している。  |
| ③手数料等                    | [ 有料 ] <選択肢><br>1) 有料 2) 無料<br>(手数料額、納付方法: 写しの交付の場合はコピー代実費相当額(1枚10円) )   |
| ④個人情報ファイル簿の公表            | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 個人情報ファイル名                | 個人住民税賦課システム  |
| 公表場所                     | 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号<br>高槻市 総務部 法務ガバナンス室<br>電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837                                 |
| ⑤法令による特別の手続              | —  |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号<br>高槻市 総務部 市民税課<br>電話:072-674-7132 ファックス:072-674-4519                                     |
| ②対応方法                    | 意見の申出等については、市民税課及び法務ガバナンス室にて相談、受け付けを行い、所定の様式に記載して処理を行う。意見の申出にあたっては、希望により匿名での受け付けも行う。また、処理の進捗は総務部市民税課においても管理する。 |

## VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価                |  |
|--------------------------|--|
| ①実施日                     |  |
| ②しきい値判断結果                | [ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取        |  |
| ①方法                      | 市ホームページ上で意見を公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。<br>意見聴取は市ホームページ上の簡易電子申込フォーム、郵送または窓口へ持参にて受付を行う。   |
| ②実施日・期間                  | 令和7年9月1日～令和7年9月30日(30日間)   |
| ③期間を短縮する特段の理由            | —  |
| ④主な意見の内容                 |  |
| ⑤評価書への反映                 |  |
| 3. 第三者点検                 |  |
| ①実施日                     | 令和7年10月  |
| ②方法                      | 高槻市行政不服等審査会に諮問し、点検を実施。   |
| ③結果                      |  |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 |  |
| ①提出日                     |  |
| ②個人情報保護委員会による審査          |  |

(別添3)変更箇所

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|---|--|---|------|-------------------------|
|     | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容                          | 【概要】<br>「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報(個人住民税賦課又は個人住民税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。   | 【概要】<br>地方税法及び高槻市市税条例に基づき個人住民税を賦課するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を取り扱う。 | 事前   | 重要な変更(標準準拠システムへの移行に伴う)  |
|     | I 基本情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容                          | 【内容】<br>①番号法第19条第7項別表第2に規定する情報提供を行う。   | 【内容】<br>①番号利用法第19条第8号に規定する情報提供を行う。  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(法令改正、文言修正)   |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>②システムの機能   | —  | 新システムの機能を記述   | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム2<br>③他システムとの接続 | 【○】その他(国民健康保険システム、健康管理システム等)   | 【○】その他(他業務システム)   | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(文言修正)        |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>③他システムとの接続 | 【○】宛名システム等<br>【○】その他(中間サーバー・生活保護システム・介護保険事務処理システム・障がい福祉システム)   | [ ]宛名システム等<br>【○】その他(中間サーバー、他業務システム)  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(文言修正)        |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム4<br>③他システムとの接続 | 情報提供ネットワークシステム、宛名システム等、庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、税務システム  | 情報提供ネットワークシステム、宛名システム等  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(文言修正)        |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム8               | オンラインシステムログ検索システム  | (削除)  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム9               | —  | 新システムを追加  | 事前   | その他の変更(個人住民税申告の電子化に伴う)  |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム10              | —  | 新システムを追加  | 事前   | その他の変更(個人住民税申告の電子化に伴う)  |
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム11              | —  | 新システムを追加  | 事前   | その他の変更(個人住民税申告の電子化に伴う)  |
|     | I 基本情報<br>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由<br>①事務実施上の必要性                      | 申告書などの各種賦課資料に、個人番号が追加されるため、課税対象者をこれらの情報と、ひも付けることが可能となる。その際、個人番号を用いた個人住民税情報を的確かつ効率的に把握することが必要である。<br>また、他自治体や国等の機関と、情報提供ネットワークシステムによる所得情報の連携により、所得証明書の添付資料を省略することが見込まれており、住民の利便性向上を図る必要があるため。 | 個人住民税情報を的確かつ効率的に把握するとともに、情報提供ネットワークシステムを介して他自治体や国等の機関と所得情報を連携することで、住民の利便性向上を図る必要があるため。                    | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | I 基本情報<br>5. 個人番号の利用 ※<br>法令上の根拠                                  | 番号法第9条第1項 別表第1第16項   | 番号法第9条第1項 別表第24の項   | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(法令改正、文言修正)   |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|---|---|---|------|-------------------------|
|     | I 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※<br>②法令上の根拠                                   | 【情報提供の根拠】<br>(1) 番号法第19条第7号 番号法第19条第7号別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項<br>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(法令改正、文言修正)   |
|     | I 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※<br>②法令上の根拠                                   | 【情報照会の根拠】<br>(1) 番号法第19条第7号 別表第二の第27の項<br>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条   | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項   | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(法令改正、文言修正)   |
|     | (別添1) 事務の内容   | —   | 差し替え<br>※標準準拠システムへの移行に伴う  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無                                 | [委託する](5件)  | [委託する](6件)  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1                                 | 個人住民税賦課システムの運用保守  | 個人住民税賦課システムの運用業務委託  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>①委託内容                        | 個人住民税賦課システムの運用・保守・管理業務  | 個人住民税賦課システムの運用・保守・管理業務、申告書・各種通知書の封入封緘・発送業務  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲—その妥当性 | システムの安定稼働のため、専門的知識を有する業者に委託している。  | システムの安定稼働を維持しつつ申告書や各種通知を適切かつ効率的に発送する必要があるため、専門的知識を有する業者に委託している。   | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法        | [○]その他(高槻市役所庁舎内の電算機室にてシステムの直接操作)  | [○]その他(庁内の個人住民税賦課システムを直接操作または委託先拠点から本市クラウド環境へアクセス)  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>⑥委託先名                        | 株式会社 アイネス   | 日本電子計算株式会社  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>再委託—⑨再委託事項                   | 個人住民税賦課システムに係る保守の一部   | 申告書・各種通知書の封入封緘・発送   | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|--|---|---|------|-------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | -   | [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)                           | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥委託先名                 | 毎年度見積徴収により委託契約するため未定。   | 毎年度見積徴収により委託契約するため未定。                             | 事前   | その他の変更(文言修正)            |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [O]専用線  | [O]その他(LGWAN)                                     | 事前   | その他の変更(文言修正)            |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>①委託内容                 | 個人住民税賦課システム(ホスト)にて行う各種処理の実行や帳票等の印刷  | 各種処理の実行や帳票等の印刷                                    | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供・移転の有無               | [O]提供を行っている(65件)<br>[O]移転を行っている(12件)<br>[ ]行っていない   | [O]提供を行っている(77件)<br>[O]移転を行っている(12件)<br>[ ]行っていない | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先1                   | 番号法第19条第7号 別表第2に掲げる情報照会者(別紙1を参照)  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者(別紙1を参照)          | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先1<br>①法令上の根拠        | 番号法第19条第7号 別表第2(別紙1を参照)   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表                           | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先1<br>②提供先における用途     | 番号法第19条第7号 別表第2に掲げる事務(別紙1を参照)   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる各事務(別紙1を参照)            | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先2                   | ・厚生労働大臣(日本年金機構)<br>・厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団<br>・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会 | 年金保険者(特別徴収義務者)                                    | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>①法令上の根拠        | 番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等   | 番号法第19条第1号  | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載                 | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|--|---|------------------------|------|-------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>③提供する情報            | 地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額 | 年金特別徴収税額               | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先2<br>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 高齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者   | 年金特別徴収対象者              | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先3<br>①法令上の根拠            | 番号法第19条第9号、地方税法第317条  | 番号法第19条第10号            | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先4<br>①法令上の根拠            | 番号法第19条第9号、地方税法第325条  | 番号法第19条第10号            | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先5<br>提供先6               |   | 提供先5→提供先6<br>提供先6→提供先5 | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先6<br>⑥提供方法              | [ ]紙 [O]その他(LGWAN)  | [O]紙 [O]その他(LGWAN)     | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>提供先5<br>①法令上の根拠            | 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4  | 番号法第19条第1号             | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1<br>①法令上の根拠            | 番号法第9条第1項 別表第1(第31項)  | 番号法別表(第46項)            | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1<br>②移転先における用途         | 国民年金保険料免除の審査に利用   | 国民年金保険料免除等に関する事務       | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1<br>③移転する情報            | 個人住民税課税情報(所得、控除額等)  | 個人住民税課税情報              | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載                                  | 変更後の記載                     | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|--|---|----------------------------|------|-------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先1<br>⑦時期・頻度     | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)    | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先2<br>①法令上の根拠    | 番号法第9条第1項 別表第1(第9、94項)                  | 番号法別表(第9、127項)             | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先2<br>③移転する情報    | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等) | 個人住民税課税情報                  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先2<br>⑦時期・頻度     | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)    | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先3<br>①法令上の根拠    | 番号法第9条第1項 別表第1(第7項)                     | 番号法別表(第8項)                 | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先3<br>③移転する情報    | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)        | 個人住民税課税情報                  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先3<br>⑦時期・頻度     | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)             | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時)    | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4               | 子ども未来部 子ども育成課                           | 子ども未来部 子ども政策課              | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4<br>①法令上の根拠    | 番号法第9条第1項 別表第1(第9、37、43、44、45項)         | 番号法別表(第10、56、63、64、65、81項) | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4<br>②移転先における用途 |   | ・児童手当法による児童手当の支給に関する事務(追加) | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4<br>③移転する情報    | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)        | 個人住民税課税情報                  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載                           | 変更後の記載                  | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|---|----------------------------------|-------------------------|------|-------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4<br>⑦時期・頻度  | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)      | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時) | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先5            | 子ども未来部 子育て総合支援センター               | 子ども未来部 子育て支援課           | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先5<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1(第8項)              | 番号法別表(第9項)              | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先5<br>③移転する情報 | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等) | 個人住民税課税情報               | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先5<br>⑦時期・頻度  | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)      | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時) | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先6<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1(第10、70項)          | 番号法別表(第14、105項)         | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先6<br>③移転する情報 | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等) | 個人住民税課税情報               | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先6<br>⑦時期・頻度  | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)      | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時) | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先7<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1(第76項)             | 番号法別表第111項              | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先7<br>③移転する情報 | 個人住民税課税情報(課税区分等)                 | 個人住民税課税情報               | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先7<br>⑦時期・頻度  | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)      | 個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(随時) | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|---|--|--|------|-------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先8<br>①法令上の根拠     | 番号法第9条第1項 別表第1(第15、63項)  | 番号法別表(第23、95項)   | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先8<br>②移転先における用途  | ・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務  | ・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(変更)  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先8<br>③移転する情報     | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分等)  | 個人住民税課税情報  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先8<br>⑦時期・頻度      | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)  | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(随時)  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先9<br>①法令上の根拠     | 番号法第9条第1項 別表第1(第46、47、83項)   | 番号法別表(第66、67、116項)   | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先9<br>②移転先における用途  | ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務<br>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務<br>・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務 | ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先9<br>③移転する情報     | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)   | 個人住民税課税情報  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先9<br>⑦時期・頻度      | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)  | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(随時)  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先10<br>①法令上の根拠    | 番号法第9条第1項 別表第1(第30項)   | 番号法別表(第44、85項)   | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先10<br>②移転先における用途 |  | ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(追加)  | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |

| 変更目 | 項目   | 変更前の記載                           | 変更後の記載                      | 提出時期 | 提出時期に係る説明               |
|-----|--|----------------------------------|-----------------------------|------|-------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先10<br>③移転する情報 | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等) | 個人住民税課税情報                   | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先10<br>⑦時期・頻度  | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)      | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(随時)     | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先11            | 健康福祉部 長寿介護課・福祉相談支援課              | 健康福祉部 長寿介護課、福祉相談支援課、国民健康保険課 | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先11<br>①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1(第68項)             | 番号法別表(第100項)                | 事後   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)  |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先11<br>③移転する情報 | 個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等) | 個人住民税課税情報                   | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先11<br>⑦時期・頻度  | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)      | 個人住民税課税情報ファイルが更新の都度(随時)     | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先12            | —                                | 移転先10に整理、統合                 | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先12            | —                                | 新規追加                        | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先13            | —                                | 新規追加                        | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先14            | —                                | 新規追加                        | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先15            | —                                | 新規追加                        | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先16            | —                                | 新規追加                        | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う) |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|-----|---|--|--|------|---------------------------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所  | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>  | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</li> <li>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>   | 事前   | その他の変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所  | —  | <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル申請管理から取得したデータは、厳格な入室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。</li> <li>・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</li> </ul> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム内のデータは、厳格な入室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。</li> </ul>  | 事前   | その他の変更(個人住民税申告の電子化に伴う)          |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法  | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul> | 事前   | その他の変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法  | —  | <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LQWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。</li> <li>・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ul> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>   | 事前   | その他の変更(個人住民税申告の電子化に伴う)          |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>(別添2)   | —  | <p>差し替え</p> <p>※標準準拠システムへの移行に伴う</p>  | 事前   | その他の変更(標準準拠システムへの移行に伴う)         |
|     | III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)<br>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード等、身分証明書の提示により本人確認を厳格に行い、対象者であることを確認する。</li> <li>・住民からの申告等情報を受け付ける場合は、宛名マスタの個人番号と照合チェックし、宛名情報を基に作成された課税対象者情報と紐付けを行う。該当しないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、紛失等回避の為、資料回送履歴の管理を行う。</li> </ul>      | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード等、身分証明書の提示により本人確認を厳格に行い、対象者であることを確認する。</li> <li>・住民からの申告等情報を受け付ける場合は、宛名マスタの個人番号と照合チェックし、宛名情報を基に作成された課税対象者情報と紐付けを行う。該当しないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、紛失等回避の為、資料回送履歴の管理を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理は、マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>   | 事前   | その他の変更(個人住民税申告の電子化に伴う)          |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                  |
|-----|--|---|---|------|----------------------------|
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料等については様式化されていることから、必要最低限の情報のみを入手し、不必要に入手することはない。</li> <li>・不必要な書類等は收受しない。不必要な書類等が提出された場合は速やかに返還を行う。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システムでは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</li> </ul>  | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料等については様式化されていることから、必要最低限の情報のみを入手し、不必要に入手することはない。</li> <li>・不必要な書類等は收受しない。不必要な書類等が提出された場合は速やかに返還を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理は住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム、国税連携システム及び個人住民税申告ポータルでは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</li> </ul>  | 事前   | その他の変更(個人住民税の申告の電子化に伴う)    |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容             | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、使用目的を説明した上で取得することとしている。</li> <li>・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXIにて閉域網であるLGWAN回線を経由して入手しており、詐欺・奪取が行われることはない。</li> <li>・紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、本市を郵送先としており、詐欺・奪取が行われることはない。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。また、特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</li> </ul> | <p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告等情報については、使用目的を説明した上で取得することとしている。</li> <li>・電子データで提出される申告情報等は、国税連携、eLTAXI及び個人住民税申告ポータルにて閉域網であるLGWAN回線を経由して入手しており、詐欺・奪取が行われることはない。</li> <li>・紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、本市を郵送先としており、詐欺・奪取が行われることはない。</li> </ul> <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。また、特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</li> <li>・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> </ul> | 事前   | その他の変更(個人住民税の申告の電子化に伴う)    |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容                      | <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法施行規則第4条～</li> </ul>  | <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法施行規則第3条～</li> </ul>  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(制度変更、法令改正、文言修正) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容                      | <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムは、地方税ポータルセンターで受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</li> <li>・国税連携システムで他市区町村や国税庁から入手した情報は、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> </ul>  | <p>&lt;eLTAXIにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムは、地方税ポータルセンターで受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</li> <li>・国税連携システムで他市区町村や国税庁から入手した情報は、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> <li>・個人住民税申告ポータルは、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>  | 事前   | その他の変更(個人住民税の申告の電子化に伴う)    |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>2. 特定個人情報の使用<br>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容   | <p>税務目的以外でのシステム使用に起因する情報漏えい等のリスクを想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課徴収担当課以外の部署には、端末PCを設置しない。</li> <li>・職員については、セキュリティ研修を実施し、個人情報保護を徹底している。</li> <li>・他市区町村や行政機関等において発生した個人情報漏えいの事案に係る新聞記事等の内容を研修で取り上げる</li> </ul>   | <p>税務目的以外でのシステム使用に起因する情報漏えい等のリスクを想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課徴収担当課以外の部署には、端末PCを設置しない。ただし、マイナポータル申請管理へアクセスできる端末については管理所属課へ設置する。</li> <li>・外部記憶媒体に取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。</li> <li>・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> <li>・職員については、セキュリティ研修を実施し、個人情報保護を徹底している。</li> <li>・他市区町村や行政機関等において発生した個人情報漏えいの事案に係る新聞記事等の内容を研修で取り上げる</li> </ul>  | 事前   | その他の変更(個人住民税の申告の電子化に伴う)    |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                      |
|-----|--|---|--|------|--------------------------------|
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法  | ・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、作業場所を庁内のみとしている。  | ・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、本市の管理権限が及ぶ区域で行うこととしている。ただし、保守運用メンテナンス等でクラウドサーバーの使用等やむを得ず本市の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、機器の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策、情報の暗号化、機密性の確保等、個人情報にかかる安全対策を明確にし、閉域網である専用回線の利用をあらかじめ認定した上で、事前に本市に申請し、その許可を得ることとしている。 | 事前   | 重要な変更(標準準拠システムへの移行に伴う)         |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定<br>規定の内容  | 契約書上に個人情報取扱特記事項を明記している。<br>①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報の保護に関する契約書の従事者への周知、罰則の教示等⑦作業場所⑧個人情報の授受、複製の禁止⑨記録媒体による成果物の表記⑩記録媒体等のセキュリティ対策、資料の返還⑪立入り検査、委託契約書の遵守状況についての報告、損害賠償、契約解除 など  | 契約書上に個人情報取扱特記事項を明記している。<br>①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督等⑥個人情報の保護に関する契約書の従事者への周知、罰則の教示等⑦作業区域等⑧個人情報の授受等⑨複写又は複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪情報システム等のセキュリティ対策⑫返還又は破壊⑬再委託を行う場合における制限⑭個人情報の管理に係る記録の整備⑮立入り検査等⑯事故発生時における報告⑰損害賠償⑱契約の解除 など                            | 事前   | 重要な変更(標準準拠システムへの移行に伴う)         |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>その他の措置の内容   | ・システム内のデータ及びプログラムを取り扱う場合は、細心の注意を払い適正に維持管理を行うこと、故意又は過失による改善防止を徹底することを契約書に記載している。   | ・システム内のデータ及びプログラムを取り扱う場合は、細心の注意を払い適正に維持管理を行うこと、故意又は過失による改ざん防止を徹底することを契約書に記載している。   | 事前   | 重要な変更(標準準拠システムへの移行に伴う)         |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>特定個人情報の提供・移転に関するルール<br>ルールの内容及びルール遵守の確認方法                             | <本市全般における措置><br>・独自利用を行う場合の提供及び移転については、高槻市個人情報保護条例に則り個人情報保護運営審議会の意見を聴くものとする。その上で、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで、許可した者のみ行うこととしている。<br>・高槻市個人情報保護条例に則り、認められる特定個人情報の提供については、具体的に誰に、何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているかの確認を行う。 | <本市全般における措置><br>・独自利用を行う場合の提供及び移転については、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで、許可した者のみ行うこととしている。<br>・特定個人情報の提供については、具体的に誰に、何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているかの確認を行う。  | 事前   | 重要な変更(標準準拠システムへの移行に伴う)         |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・特定個人情報を光ディスク等の媒体を用いて提供及び移転する場合は、データの暗号化の措置を施した上で、かつ情報を参照するために必要なパスワードを設定したものを送付する。このパスワードについては、別途媒体とは別の郵便物で送付する。   |  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ(制度変更、法令改正、文言修正)     |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。   | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク<br>リスクに対する措置の内容   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。  | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。   | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                      |
|-----|--|--|---|------|--------------------------------|
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり紛失するリスクに対する措置の内容           | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>   | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務はクラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>   | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク5: 不正な提供が行われるリスクに対する措置の内容                     | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納した上で、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</li> </ul> | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求とあるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置の内容                   | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>   | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>   | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置の内容 | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。</li> </ul>  | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。</li> </ul>   | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置        | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>                     | <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>           | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                      |
|-----|---|---|---|------|--------------------------------|
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスク<br>⑤物理的対策<br>具体的な対策の内容 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。<br>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。<br>日本国内でデータを保管している。  | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスク<br>⑥技術的対策<br>具体的な対策の内容 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅳ その他のリスク対策<br>1. 監査<br>①自己点検<br>具体的なチェック方法   | <本市全般における措置><br>・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。  | <本市全般における措置><br>・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。  | 事前   | 重要な変更(制度変更、法令改正、文言修正)          |
|     | Ⅳ その他のリスク対策<br>1. 監査<br>②監査<br>具体的な内容   | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。   | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。  | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅳ その他のリスク対策<br>3. その他のリスク対策   | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  | 事前   | 重要な変更(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う) |
|     | Ⅳ その他のリスク対策<br>3. その他のリスク対策   |   | <クラウド環境における措置><br>・クラウド提供事業者は本市のセキュリティーポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。  | 事前   | 重要な変更(標準準拠システムへの移行に伴う)         |
|     | Ⅴ 開示請求、問合せ<br>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>③手数料等   | 無料(手数料額、納付方法: 写しの交付の場合はコピー代実費(1枚10円))   | 有料(手数料額、納付方法: 写しの交付の場合はコピー代実費相当額(1枚10円))  | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)         |
|     | Ⅵ 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>①方法  | 高槻市意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。具体的には、市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。  | 市ホームページ上で意見を公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。<br>意見聴取は市ホームページ上の簡易電子申込フォーム、郵送または窓口へ持参にて受付を行う。  | 事前   | その他の変更(制度変更、法令改正、文言修正)         |
|     | Ⅵ 評価実施手続<br>3. 第三者点検<br>②方法   | 高槻市個人情報保護運営審議会による点検を実施。   | 高槻市行政不服等審査会に諮問し、点検を実施。  | 事前   | 重要な変更にあたらぬ(制度変更、法令改正、文言修正)     |



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 3     | 高槻市 個人住民税賦課事務 基礎項目評価 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |  |
|------|--|
| 特記事項 | 個人住民税賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。 |
|------|--|

## 評価実施機関名

高槻市長

## 公表日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>     |   |
| ①事務の名称                          | 個人住民税賦課事務   |
| ②事務の概要                          | <p>【概要】<br/>地方税法及び高槻市市税条例に基づき個人住民税を賦課するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【内容】<br/>①宛名情報から、該当年度の課税台帳の作成を行う。<br/>②個人、各種支払先団体等から申告書等の賦課資料情報を取得する。<br/>③紙媒体などのデータ化されていない情報の一部を入力又はパンチ業務委託等により電子データ化を行う。<br/>④電子化された賦課資料情報を個人住民税賦課システムへ取り込む。<br/>⑤イメージデータ(紙媒体はスキヤニングによりイメージ化)を個人住民税賦課システムへ取り込む。<br/>⑥個人住民税賦課システムへ取り込んだ各種情報と宛名情報をひも付け、当該年度の課税台帳作成を行う。<br/>⑦住民情報等から他自治体の資料と判明した場合は当該自治体へ資料を回送する。<br/>⑧各種情報を整理し、賦課決定・更正を行う。<br/>⑨納税義務者個人、特別徴収義務者へ税額通知の発送を行う。<br/>⑩所得証明書(課税・非課税証明)の発行を行う。<br/>⑪番号法第19条第8号に規定する情報提供を行う。</p> |
| ③システムの名称                        | 個人住民税賦課システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、コンビニ交付システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム  |
| <b>2. 特定個人情報ファイル名</b>           |   |
| 個人住民税賦課情報ファイル                   |   |
| <b>3. 個人番号の利用</b>               |   |
| 法令上の根拠                          | 番号法第9条第1項 別表第24の項   |
| <b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b> |   |
| ①実施の有無                          | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>  |
| ②法令上の根拠                         | <p>【情報提供の根拠】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p>  |
| <b>5. 評価実施機関における担当部署</b>        |   |
| ①部署                             | 総務部 市民税課  |
| ②所属長の役職名                        | 市民税課長   |
| <b>6. 他の評価実施機関</b>              |   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号<br>高槻市 総務部 法務ガバナンス室<br>電話:072-674-7322 ファックス:072-674-7837 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号<br>高槻市 総務部 市民税課<br>電話:072-674-7132 ファックス:072-674-4519     |
| 9. 規則第9条第2項の適用           | [ ]適用した  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

|  |             |  |
|--|-------------|--|
| 1. 対象人数                                |             |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 30万人以上 ]  | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月1日 時点 |  |
| 2. 取扱者数                                |             |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]  | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月1日 時点 |  |
| 3. 重大事故                                |             |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]    | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

|                          |
|--------------------------|
| しきい値判断結果                 |
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |           |  |
|--|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
| [ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]                                      |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |  |
|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 8. 人手を介在させる作業                                   |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない      |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                           | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |
| 判断の根拠   | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>  |
| 9. 監査   |  |
| 実施の有無   | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                                |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策                            |  |
| [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                                | <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】                                    | <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠   |  |

変更箇所

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明              |
|-----|--|--|--|------|------------------------|
|     | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容                 | 【概要】<br>「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に準じ、特定個人情報に係る個人住民票賦課又は個人住民票に関する課税（地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの）に関する事務を取り扱う。  | 【概要】<br>地方税法及び高槻市市税条例に基づき個人住民票を賦課するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき特定個人情報を取り扱う。  | 事前   | 重要な変更（標準機能システムへの移行に伴う） |
|     | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容                 | 【内容】<br>①番号法第19条第7項別表第2に規定する情報提供を行う。   | 【内容】<br>①番号法第19条第8号に規定する情報提供を行う。   | 事後   | 重要な変更にあたらぬ（法令改正、文言修正）  |
|     | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称               | 個人住民票賦課システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、オンラインシステムログ検索システム、コンビニ交付システム  | 個人住民票賦課システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、コンビニ交付システム、個人住民票申告ポータル、マイナンバー申請管理、申請管理システム（追加）  | 事前   | その他の変更（個人住民票申告の電子化に伴う） |
|     | I 関連情報<br>3. 法令上の根拠                                      | 番号法第9条第1項 別表第1第16項   | 番号法第9条第1項 別表第24の項  | 事前   | 重要な変更にあたらぬ（法令改正、文言修正）  |
|     | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠            | 【情報提供の根拠】<br>(1) 番号法第19条第7号 番号法第19条第7号別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、46、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項<br>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条の3、第24条の4、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第58条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、68、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項                                 | 事後   | 重要な変更にあたらぬ（法令改正、文言修正）  |
|     | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求先                  | 〒569-8501  | 〒569-0067  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ（文言修正）       |
|     | II しいくい権利判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数が                    | 令和3年1月1日 時点  | 令和7年1月1日 時点  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ（文言修正）       |
|     | II しいくい権利判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数が                    | 令和3年1月1日 時点  | 令和7年1月1日 時点  | 事後   | 重要な変更にあたらぬ（文言修正）       |
|     | IV リスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | —  | 十分である  | 事前   | 重要な変更（標準機能システムへの移行に伴う） |
|     | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業<br>判断の根拠                       | —  | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機能的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の権限や、任意で照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。<br>また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。<br>・申請書に認識された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力<br>・特定個人情報取扱いがある申請書等（USBメモリを含む。）の保管<br>・個人番号及び本人情報が認識された申請書の廃棄 | 事前   | 重要な変更（標準機能システムへの移行に伴う） |
|     | IV リスク対策<br>9. 監査  | [ ] 内部監査   | [O] 内部監査   | 事後   | 重要な変更にあたらぬ（文言修正）       |

## (別紙1)

| 項番 | 提供先 (情報照会者)  | ①法令上の根拠                  | ②提供先における用途  |
|----|--------------|--------------------------|---|
| 1  | 厚生労働大臣       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第1項 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途                                  |
| 2  | 全国健康保険協会     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第2項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 3  | 健康保険組合       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第3項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 4  | 総務大臣又は都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第4項 | 恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 5  | 厚生労働大臣       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第5項 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 6  | 全国健康保険協会     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第7項 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十条第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| 項番 | 提供先（情報照会者）   | ①法令上の根拠                   | ②提供先における用途  |
|----|--------------|---------------------------|---|
| 7  | 都道府県知事       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第11項 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途          |
| 8  | 都道府県知事       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第13項 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 9  | 市町村長         | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第15項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 10 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第20項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 11 | 市町村長         | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第28項 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 12 | 市町村長         | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第37項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                                       |
| 13 | 都道府県知事       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第39項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |

| 項番 | 提供先（情報照会者）                           | ①法令上の根拠                   | ②提供先における用途  |
|----|--------------------------------------|---------------------------|---|
| 14 | 都道府県知事等                              | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第42項 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 15 | 市町村長                                 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第48項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 16 | 都道府県知事                               | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第49項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                              |
| 17 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第53項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 18 | 日本私立学校振興・共済事業団                       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第57項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 19 | 厚生労働大臣又は共済組合等                        | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第58項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 20 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第59項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途                              |

| 項番 | 提供先（情報照会者）                           | ①法令上の根拠                   | ②提供先における用途   |
|----|--------------------------------------|---------------------------|--|
| 21 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会                  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第63項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途                            |
| 22 | 国家公務員共済組合                            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第65項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                 |
| 23 | 国家公務員共済組合連合会                         | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第66項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途      |
| 24 | 市町村長又は国民健康保険組合                       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第69項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                            |
| 25 | 厚生労働大臣                               | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第73項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 26 | 市町村長                                 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第75項 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途          |
| 27 | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第76項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途  |

| 項番 | 提供先（情報照会者）                | ①法令上の根拠                   | ②提供先における用途   |
|----|---------------------------|---------------------------|--|
| 28 | 都道府県知事等                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第81項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                  |
| 29 | 地方公務員共済組合                 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第83項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                |
| 30 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第84項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 31 | 市町村長                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第86項 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 32 | 市町村長                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第87項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 33 | 都道府県知事                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第88項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途                    |
| 34 | 都道府県知事又は市町村長              | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第89項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| 項番 | 提供先（情報照会者）                       | ①法令上の根拠                    | ②提供先における用途  |
|----|----------------------------------|----------------------------|---|
| 35 | 都道府県知事等                          | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第90項  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 36 | 厚生労働大臣又は都道府県知事                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第91項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 37 | 都道府県知事等                          | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第92項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 38 | 市町村長                             | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第96項  | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 39 | 厚生労働大臣又は都道府県知事                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第98項  | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                    |
| 40 | 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第106項 | 児童手当法による児童手当又は旧特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 41 | 市町村長                             | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第108項 | 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途                       |

| 項番 | 提供先（情報照会者）   | ①法令上の根拠                    | ②提供先における用途  |
|----|--|----------------------------|---|
| 42 | 後期高齢者医療広域連合  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第115項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                        |
| 43 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第124項 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途                                |
| 44 | 都道府県知事等  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第125項 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 45 | 厚生労働大臣   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第129項 | 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 46 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第130項 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                           |
| 47 | 市町村長   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第132項 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途                             |
| 48 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第137項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                    |

| 項番 | 提供先（情報照会者）               | ①法令上の根拠                    | ②提供先における用途   |
|----|--------------------------|----------------------------|--|
| 49 | 厚生労働大臣                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第138項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 50 | 独立行政法人農業者年金基金            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第140項 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 51 | 独立行政法人日本学生支援機構           | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第141項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 52 | 厚生労働大臣                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第142項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 53 | 都道府県知事又は市町村長             | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第144項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 54 | 総務大臣                     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第147項 | 国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 55 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第151項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |

| 項番 | 提供先（情報照会者）  | ①法令上の根拠                    | ②提供先における用途  |
|----|---|----------------------------|---|
| 56 | 厚生労働大臣  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第152項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 57 | 市町村長  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第155項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途  |
| 58 | 厚生労働大臣  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第156項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 59 | 都道府県知事  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第158項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 60 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等        | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第160項 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 61 | 都道府県知事等   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第161項 | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 62 | 地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅の供給を行う都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第163項 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途   |

| 項番 | 提供先（情報照会者）        | ①法令上の根拠                    | ②提供先における用途  |
|----|-------------------|----------------------------|---|
| 63 | 都道府県知事            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第164項 | 「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 64 | 都道府県知事            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第165項 | 「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途                         |
| 65 | 都道府県知事            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第166項 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途        |
| 66 | 文部科学大臣            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第167項 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 67 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第168項 | 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 68 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第169項 | 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途   |
| 69 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第170項 | 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                                      |

| 項番 | 提供先（情報照会者）        | ①法令上の根拠                    | ②提供先における用途  |
|----|-------------------|----------------------------|---|
| 70 | 文部科学大臣            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第171項 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                |
| 71 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第172項 | 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途                              |
| 72 | 都道府県知事            | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第173項 | 「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |



高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市行政不服等審査会  
会 長 松本 和彦

## 答 申 書

令和7年9月4日付け高総法第452号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

|  |  |
|--|--|
| 諮問件名   | 高槻市情報公開条例の一部改正について                           |
| 関係規定   | 高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第4号及び<br>高槻市行政不服等審査会規則第2条 |
| 業務名  | 情報公開制度に係る公文書の公開義務                            |
| 諮問課  | 総務部 法務ガバナンス室                                 |
| 審議日  | 令和7年9月12日                                    |
| 審議結果   | 承認   |
| 内 容  |  |
| <p>1 諮問の経緯</p> <p>高槻市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号ただし書ウについて、現行では、公務員の個人情報及び職務遂行情報であるときは、当該情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、原則公開としており、例外的に公務員の個人の権利、利益が不当に害されるおそれがある場合、氏名については非公開とする規定になっている。</p> <p>昨今、高槻市（以下「市」という。）において、公文書公開請求等で、市が公開した公文書をインターネット上にアップロードし、公文書に記載された職員を名指して批判する事例が発生している。</p> <p>市が保有する情報の公開を図ることにより、市民への説明責任を果たす必要がある一方で、公文書の公開を受けた者による当該文書の利用方法によっては、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから、職員個人の権利、利益が不当に害される事態を防止し、公務に従事できる勤務環境を確保するため、公務員の氏名の公開に関わる条例の一部改正について、高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第4号及び高槻市行政不服等審査会規則第2条に関する事項として、当審査会に諮問されたものである。</p> <p>市においては、課長級以上の職員の人事異動について毎年度ホームページで公表していることから、これら職員の氏名は、条例第6条第1項第1号ただし書アで規定されている「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、これまでどおり原則公開することとし、また、市長、副市長、附属機関の委員といっ</p> |  |

た特別職の職員の氏名についても同号ただし書アの規定により原則公開とするものである。

## 2 審議の内容及び結果

近年、SNS等の利用が一般化したことで、情報公開制度等により取得した公文書の不適切な利用が確認されており、このままでは職員の私生活を脅かすだけでなく、職務の遂行に支障を生じさせ、市民サービスにも問題が起きかねないことから、公務員の氏名を原則非公開にしようとする判断自体には合理性があると言える。

一方で、市が担っている業務の多くは公益性が高いものであり、身元を明かした職員が責任を持つことで、初めて市民から信頼が得られるものであるから、条例を改正することで職員の氏名が非公開となってもなお、責任の所在を確認及び検証することができる体制を保つべきであり、そのための仕組みづくりと、体制に対する市民の理解を得ることが望まれる。

これについて、市においては、課長級以上の職員の人事異動について毎年度ホームページで公表していることから、これらの職にある者の氏名は、条例第6条第1項第1号ただし書アで規定されている「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、これまでどおり公開することとし、また、市長、副市長、附属機関の委員といった特別職の職員の氏名についても同号ただし書アの規定により公開することを予定していることから、今般の条例の一部改正については問題ないものと考えられる。引き続き、職員の氏名を非公開としても、提供するサービスについて市が説明を果たすことができ、市民がその責任の所在を検証できる仕組みについて、情報公開制度を含めた大きな枠組みとして検討されたい。

以上から、当審査会は、諮問のあった条例の一部改正について承認する。